

社会総がかりで守ろう

地域の
たからもの

文化財保護のための 資金調達ハンドブック

FUNDRAISING HANDBOOK
FOR CULTURAL PROPERTIES

FUNDRAISING HANDBOOK FOR CULTURAL PROPERTIES

文化財保護のための資金調達ハンドブック
社会総がかりで守ろう



文化庁

資金調達ハンドブック

CONTENTS

はじめに 04

文化財保護のための資金調達

文化財をとりまく環境 05
 文化財の保存と活用について 06
 資金面の戦略として必要な取組 08
 文化財保護のための資金を計画的に考える 09

資金調達方策・事例紹介

A 指定寄附金制度 10

A-1 指定寄附金制度を使って文化財の大修理(山口県萩市) 12

B クラウドファンディング 14

B-1 江戸時代の歴史的建造物を後世に残したい(青森県黒石市) 16

B-2 本来の輝きを取り戻せ～奉納刀研磨プロジェクト～(岡山県新見市) 17

C 助成・助成団体 18

C-1 転倒した仏像の応急的修復を助成で実施(山形県飯豊町) 20

C-2 財団助成により貴重な神楽面を保存継承(茨城県古河市) 21

D 地域活性化ファンドからの投資 22

D-1 重伝建地区で分散型ホテルを運営(千葉県香取市) 24

E ふるさと納税 26

E-1 寄附金で倒壊の危機にあった建造物の修理(奈良県王寺町) 30

E-2 築城400年にむけ寄附金の使い道を拡充(広島県福山市) 31

F 企業支援(企業版ふるさと納税等) 32

F-1 企業の協力で希少生物を観光資源に(岐阜県海津市) 34

F-2 ネーミングライツ料を原資に、村の伝統芸能を支援(沖縄県北中城村) 35

G PFI方式/コンセッション 36

G-1 コンセッション方式で、重伝建地区の町家ホテルを運営(岡山県津山市) 38

H その他(指定管理者制度・不動産信託・修理観光等) 40

H-1 指定管理者制度の収入による文化財の継承(大阪府岸和田市) 42

H-2 不動産信託による古民家再生(大阪府東大阪市) 44

H-3 修理観光が工事経費の一部捻出に貢献(栃木県日光市) 46

H-4 上質な宿泊施設運営で、維持管理費を確保(京都府京都市) 48

H-5 駐車場利用料金から世界遺産保存協力を徴収(岐阜県白川村) 50

H-6 一般企業からの広告収入の一部を文化財保護へ(京都府京都市) 52

H-7 様々な寄附を複合的に実施し、修理を目指す(静岡県掛川市) 53

H-8 社内でLIVE!?イベント募金で社殿を復活(鹿児島県曽於市) 54

H-9 集落の案内料を環境整備の費用へ(滋賀県高島市) 55

H-10 サポーター制度で歌舞伎の継承(愛知県豊田市) 56

H-11 会員組織を設立し雪舟ゆかりの庭を守る(山口県山口市) 57

H-12 共通入場券で観光客増加を目指せ(静岡県伊豆の国市) 58

H-13 入場料値上げで修理事業等の費用を捻出(長野県松本市) 59

H-14 入村料の導入で重伝建地区の町並みを保全(新潟県佐渡市) 60

H-15 「御城印」連携という新たな観光手法で資金調達(青森県八戸市) 61

H-16 撮影ロケ地貸出で管理運営費を確保(埼玉県入間市) 62

H-17 文化財ゆかりの商品を販売し、利益を維持費に(千葉県松戸市) 63

TOPIC 1

文化財をとりまく環境

はじめに

「文化財の保護」については、文化財保護法第1条において、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」が目的として掲げられています。文化財としての価値を後世に向けて確実に維持する「保存」と、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かす「活用」の双方を進めることが求められています。

一方、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた文化財をまちづくり等に生かし、その価値を共有することで、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財保護に取り組む体制づくりを進める必要があります。それを後押しする様々な取組を制度化するため、2018年に文化財保護法が改正されました。

そして、地域社会総がかりで文化財の保護（保存と活用）を進めていくためには、文化財保存活用地域計画や個別の保存活用計画などを作成し、長期的な視点を持つことが有効であり、その中で資金確保の方法についても、あらかじめ考えておかなければなりません。

これまでも各地域では、文化財所有者・地方公共団体等が創意工夫を凝らし、様々な方法で文化財保護のための資金確保に取り組んできました。しかしながら、そのような方法についての情報を整理し、共有する機会はなかったと言えます。

そこで本ハンドブックでは、文化財所有者、地方公共団体の担当者、関係する民間企業の担当者等へのヒアリングを通じて得た知見を元に、文化財保護のための資金調達の方策とそのポイントをまとめました。また、全国の地方公共団体に対し実施したアンケート調査の結果を元に、各資金調達方策の具体的な事例も紹介します。なお、記載の内容は現時点のものであり、将来的に制度等が変更となる可能性もあるのでご注意願います。

本ハンドブックを通じ、文化財保護のための資金計画を長期的な視点で考えるきっかけとなり、そのための協力の輪も広がり、ひいては社会全体で文化財を継承する機運が高まることを期待しています。「限られた財源の中で文化財保護を推進するにはどうしたら良いのか?」「やりたいことはあるけどそのための資金をどう確保したらよいのか?」とお悩みの文化財所有者の皆さま、地方公共団体の担当者をはじめとした、より多くの方々に本ハンドブックをご活用いただければ幸いです。

把握されていないものも含め、

各地域には歴史文化を支える多種多様な文化財が多数存在。過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財継承の担い手が不足しており、
各地域の文化財は滅失・散逸等の危機に瀕している。所有者等の努力だけでは文化財の維持・継承が困難であり、
行政等の支援に加え、**地域社会全体で各地域の歴史文化を支える仕組みが
求められている。**

地域社会総がかりによる文化財の維持・継承！

2018年に文化財保護法が改正され、地域の文化財を総合的に保存・活用するために、市町村は「文化財保存活用地域計画」を作成することが可能となりました。その作成時などに行う悉皆調査を通じて把握される各地域の文化財は膨大な数にのぼります。過疎化・少子高齢化等を背景に文化財継承の担い手が不足している状況の中、所有者等の努力だけで各地域の文化財を維持・継承していくには限界があり、各地域の歴史文化を支える多種多様な文化財、特に未指定のものについては滅失・散逸等の危機が迫っています。

文化財の滅失・散逸等は、地域ひいては国のアイデンティティ・文化力等の低下につながるだけでなく、社会面・経済面での損失につながる可能性もあります。そのため、未指定を含めた文化財をまちづくり等に生かしつつ、文化財の担い手を確保し、地域社会総がかりで文化財の維持・継承に取り組んでいく必要があります。



TOPIC 2

文化財の保存と活用について

保存と活用の相乗効果

文化財をとりまく環境を考えると、現状の文化財保護施策に加え、地域振興、観光・産業振興などに文化財を生かし、文化財保存の基盤である地域コミュニティを活性化する施策にも積極的に取り組んでいく必要があります。

文化財の保存・活用

① 文化財の保存・活用の位置づけ

文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」としています。このように、文化財保護の両輪といえる「保存」と「活用」について、「平成26年度文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書」に以下の考え方が示されています。

保存 文化財の適切な状態での維持（日常的な管理、修理等）

活用 (i) 文化財の公開による活用（鑑賞、学術的な利用等）
(ii) 文化財の地域振興等への活用（地域振興、観光・産業振興、まちづくり、教育等）

文化財保護法では、(i)「公開による活用」に触れていますが、文化財を取り巻く近年の議論を踏まえると、それにとどまらず、(ii)「地域振興等への活用」により踏み込んだ取組を促進していくことが望ましいと考えられます。



② 「公開による活用」と「地域振興等への活用」

「公開」は、文化財の価値を多くの人々が享受し、理解と関心を高める機会を提供する活用の基本的な取組の一つですが、建築物のようなものの中には、公開に加え、今日的な用途や機能を付加することで、よりよい保護につながるものもあります。

例えば、現在、当初の用途・機能を失った文化財について、本来の価値を保存・継承していくことを前提に、観光関係施設、地域産業のシンボル、学校教育・社会教育関係施設、地域コミュニティの核となる施設、まちづくりの拠点施設など新たな意義と機能を与えて、それに沿った形で活用を図っていくことが考えられます。

文化財の活用を通じて
保存に係る体制・基盤が整備される可能性が生まれる

地域の多種多様な文化財を次世代に維持・継承するにあたっては、文化財を適切に保存することを前提としながらも、単なる「公開による活用」にとどまらず、「地域振興等への活用」も含めた積極的な活用を図ることで価値の認識が広がり、そのことを通じて文化財の保存に係る体制・基盤が整備され、それがまた文化財の活用につながるという、**いわば「保存と活用の双方が相乗効果を生み出すサイクルを構築する」**ことが望まれます。

CHECK



文化財の保存と活用のサイクルの構築による効果

「保存と活用の双方が相乗効果を生み出すサイクルを構築する」ことにより、以下のように文化財の保存に係る体制・基盤を整備することが期待されます。その中でも当ハンドブックでは、特に資金確保の方策について取り上げていきます。

自助による資金確保

指定・未指定を問わず、所有者にとって文化財の継承は困難になりつつあります。特に資金面の負担は大きく、文化財の維持管理・修理等の経費の確保についても、社会状況の変化に合わせて、柔軟な対応が求められます。公開や観光振興に文化財を活用し、その対価を徴収するという道が開ければ、文化財保存のための自己資金確保につながる可能性が生じます。

互助による資金確保

文化財の背景や定期的な修理の必要性、そのための資金不足などの課題をより多くの人に伝えることができれば、文化財の維持に協力してくれる人が増えるかもしれません。活用を進めることで文化財に触れる機会を増やし、課題を共有することが、寄附につながった例もあります。このように互助につながる活用等の取組を進めることが期待されます。

地域住民等の積極的な関与

地域のニーズにあわせた活用を通じて、地域住民等が文化財の本来の価値を正しく理解することができれば、「この文化財は自分達が守り・伝えていく必要がある」という、保存・活用の担い手・当事者としての意識が醸成されます。そのような意識が醸成されれば、所有者と地域住民等が協力して文化財の保存・活用を担っていくという新たな可能性が生じます。

管理体制の確保

一般的に、文化財の日常的な管理と活用は一体的であることが多いと言えます。このため、当初の用途・機能を終えた文化財については、活用されず放置されたままだと、日常的な点検・清掃・修繕等が行われず、劣化してしまう危険性もあります。所有者・地域住民等による積極的な活用により、文化財の日常的な管理体制の確保に寄与する可能性が生じます。

TOPIC3 資金面の戦略として必要な取組

過去の研究成果より

「保存と活用の双方が相乗効果を生み出すサイクルを構築する」ことに関連する過去の研究成果として、文化庁は2016年度に「文化財を中核とした観光拠点形成による経済活性化調査研究」を実施しました。

文化財を中核とした観光拠点形成による経済活性化調査研究

▶ https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/1399987.html

研究理念

これまで対立構造にあると捉えられてきた「文化財」と「観光」とともに「まちづくり」を目指すものとして有機的に結び付け、保存活用の均衡を図りながら、文化財が地域社会・経済にまで深く貢献し、その成果が地域にも文化財にも適切に還元されるような好循環の実現を目指す

この研究では有識者会議が開かれ様々な議論が行われましたが、その成果として、主に「体制の戦略」<資金面での戦略>の2つの戦略がまとめられました。

中でも、資金面の戦略として、今後の継続課題・必要な取組について、下記の内容が示されています。

CHECK



<資金面> 取り組むべき3つの課題

必要な経費の算定と戦略の検討

文化財の長期的な修繕計画の立案などをきっかけとした、長期的な目線での文化財保全に必要な経費の算定と、それを踏まえてどのように収益を上げ、文化財の維持・保存に回すかについての戦略の検討

気運醸成と先行事例の把握・周知

地域みんなの宝たる文化財に資金が回るような気運づくり、先行事例となるような資金循環を実現したモデルの把握と周知
▶ 文化財についてはその公的性質（公共性・社会性）を踏まえ、寄附を募るといった方策もある

情報整理と共有

多様な資金調達の在り方についての情報整理と共有

▶ ふるさと納税・クラウドファンディングなど、文化財の公的性質に鑑み、より広く社会全体で資金面も含めて支え合うことができるのではないかという点も今後の課題ではないか など

TOPIC4 文化財保護のための資金を計画的に考える

事例を知り、方策を練る

<資金面> 取り組むべき3つの課題において、「文化財の保全に必要な経費の算定」とありましたが、それではその「必要な経費」にはどのような経費があるかを考えると主に右記の2種類の経費が考えられます。

必要な経費

ランニングコスト

文化財を日常的に維持管理するために必要な経常的経費

イニシャルコスト

文化財の修理・整備・防災対策・収蔵施設等の設置などに必要な一時的経費

アンケートに見る文化財保護のハードル

2019年10月、全国の地方公共団体の文化財保護に関わる部署へのアンケート調査を実施したところ、以下のような結果となりました。



ランニングコスト・イニシャルコストといった必要な資金を算出した上で、長期的な視点でそれらを調達するための計画的な方策を検討した「事例がある(又は事例を聞いたことがある)」?



ランニングコストの

事例がない(又は知らない) 94%

イニシャルコストの

事例がない(又は知らない) 72%

ほとんどみんな知らない

CHECK



事例を知り、長期的な視点で資金計画

過去の研究成果により「長期的な目線での経費算定とそれを踏まえての戦略」については、これまであまり検討がなされていないとされています。また、対象者が限定的ではあるものの、今回のアンケート結果からも、将来的に維持管理が必要な指定文化財の一部を除き、多くの文化財では

長期的な視点を持った資金計画が立てられていないことがわかりました。しかし、今後は、文化財を後世に伝えるための様々な手段を検討し、保護のために必要な経費（イニシャルコスト、ランニングコスト）を算出した上で、計画的にその資金を調達するための方策を検討することが望まれます。

指定寄附金 制度

「指定寄附金制度」とは

「公益法人等が行う広く一般に募集する」寄附金であって、「教育又は科学の振興、文化の向上等の公益の増進に寄与する」ための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実なものとして、財務大臣が期間及び募金総額を定めて指定したものに對する寄附金をいう。

指定寄附金でない一般的な寄附金の場合、

➡ 原則的な税制上の取扱いは、個人の所得税については、何ら優遇措置はなく、企業等の法人税については、一定限度の寄附金が損金に算入できる（すなわち、必要な経費として認められる）ことになっている。

財務大臣が「指定寄附金」として指定した寄附金や国又は地方公共団体に対する寄附金などについては、

➡ 寄附者は所得税又は法人税の優遇措置を受けることができる。このため、「指定寄附金」は、一般的な寄附金に比べ募集が容易となる。

文化財に関する指定寄附金

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）など国指定文化財を修理する場合に、文化財の所有者（＝修理事業者）が広く一般から寄附を集め、修理費の一部に充てることがあるが、財務大臣の指定を受けると、寄附した法人・個人が税制上の優遇措置を受けられる「指定寄附金」という制度がある。

① 指定寄附金の指定要件

財務大臣の指定要件として所得税法、法人税法で、「広く一般に募集されること」、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること」が必要とされている。

② 指定寄附金の対象

〈対象者〉



国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）などの国指定文化財を所有・管理する公益法人（宗教法人を含む）

〈対象事業〉

- 国宝又は重要文化財等に係る修理・防災施設設置事業
- 国庫補助を受けて行う事業
- 当該事業を行うことが文化財保護のために緊急に必要であるもの

③ 指定寄附金の募集期間

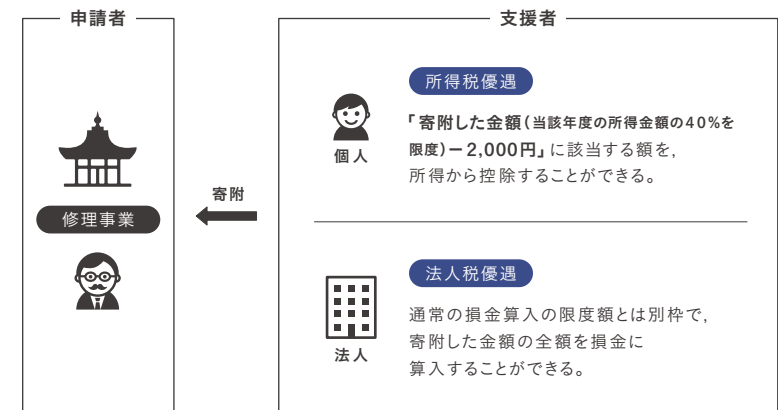
指定を受けた日から1年以内。

④ 税制優遇措置

法人や個人が、指定寄附金に指定されている事業に寄附すると、以下のような税制上の優遇措置を受けることができる。

例

税制上の優遇が受けられるので、寄附の募集がしやすい！



申請を考えている場合

指定寄附金の申請をするには、必要書類を作成・準備し、都道府県教育委員会を通じて文化庁に提出する必要があります。また、申請にあたっては、寄附金の下限額、寄附の想定などの条件があるので、指定寄附金を考えている団体は、まずは都道府県・市町村教育委員会の文化財行政担当課にご相談ください。

〈必要書類の例〉

- 寄附を募る趣意書
 - 前年度の決算書
 - 財産目録
 - 登記簿謄本
 - 補助金の交付決定通知書の写し
 - 指定寄附を必要とする理由書
 - 今年度の予算書
 - 団体の定款・寄附行為
 - 寄附予定者リスト
- など



CASE STUDY

A-1

指定寄附金
制度を使って
文化財の大修理

山口県萩市

大照院 本堂・経蔵

〈実施主体〉
重要文化財大照院保存会

〈文化財概要〉
指定等状況：国指定／類型：重要文化財（建造物）／所有者：宗教法人大照院

大照院は、2010～17年までの7年に亘り、「本堂」及び「経蔵」の保存修理事業を実施した。総事業費11億8,500万円に及ぶ大事業で、国・県・市の補助金の交付を受けたものの、多額の自己負担を必要とし、そのすべてを宗教法人大照院で捻出することが困難なことから、「指定寄附金制度」を活用して、寄附を募った。

実施背景

霊椿山大照院は、萩藩初代藩主の毛利秀就の菩提を弔うために2代綱広が建立した臨濟宗の寺院である。墓所には秀就以降、2代から12代までの偶数代の藩主が葬られている。1871年の廃藩置県で毛利家菩提寺としての寺禄が廃止された。近年は檀家の高齢化も進み寺の運営にも影響が出ている。1747年の火災後に再建された本堂をはじめとする建物は、これまで根本修理を行っていなかったことから著しく傷んでいた。そこで、まず2006～09年にかけて、文化庁・県・市の補助を受けて、鐘楼門の保存修理工事を実施した。引き続き、本堂や経蔵の保存修理事業を計画する中で、実施にあたっては補助金の交付を受けてもなお、多額の自己負担が必要であり、寺と檀家だけでは対応が困難なことから、市と協議をし、「指定寄附金制度」を活用して、実施することとなった。



指定寄附金制度の進め方

本堂・経蔵の保存修理を「指定寄附金制度」を活用して実施するにあたり、支援・協力を受けるため、「重要文化財大照院保存会」が主体となり活動を行った。しかしながら、実際に進めていく上での事務手続きが煩雑であることから市が保存会事務局をサポートした。実施にあたっては、寄附依頼先のリストを作り、県内の企業や市内の観光業・製造業を中心に訪問した。

- (1) 申請者：
宗教法人大照院
- (2) 対象事業：
重要文化財 大照院 本堂及び経蔵保存修理事業
- (3) 募集期間：
2012年7月～2013年6月(1年間)

リスクと工夫した点

「指定寄附金制度」による寄附の募集は、財務省の規定で目標額のうち一定額が集まらないと制度を活用できないというリスクもある。そうした中、思ったように集まらない時期もあり、定期的開催する修理現場見学会の際に様々な人に呼び掛けを行った。また、大照院のHPで募集の紹介をしたり、工事の進捗状況を「工事日記」というブログで発信したりするなどして、身近に感じてもらうよう努めた。

成果

✓ 指定寄附金制度を活用することにより、ほぼ目標額を集めることができ、無事に本堂・経蔵の保存修理が実施できた。

税金の優遇措置があることから、特に企業の寄附が多く見られた。一方、市内個人からの寄附もあった。大照院では、寄附をした方を顕彰するため名前を記した寄附札を本堂に貼り出している。



今後の課題

指定寄附金制度の活用による本堂・経蔵の保存修理は、無事に目標額を集めることができた。今後は書院などの修理も控えており、これらに対しても同制度を活用しようとする際に、今回協力を得た企業や個人から「この前も寄附したばかり…」とならないようにしなければならない。再びこの制度を活用する際には、修理の意義・必要性について更に説明を行い、理解してもらうことが必要である。

指定寄附金制度を考えている方へ

メッセージ

住職より

手続きが複雑で大変な面もあるが、ぜひこの制度を使って欲しい。特に大企業のような売り上げがある会社にとっては、寄附をすることで税金が控除されることから、メリットを感じてくれる企業が多かった。

市の担当者より

実際に担当となり、関わる中で感じたことは、他に資金を集める方法があればよいが、難しい状況の中では、やる気次第だと思う。所有者任せにするのではなく、地元の文化財保護課ができる限り頑張ってサポートし、バックアップしていくことが重要である。

クラウド ファンディング

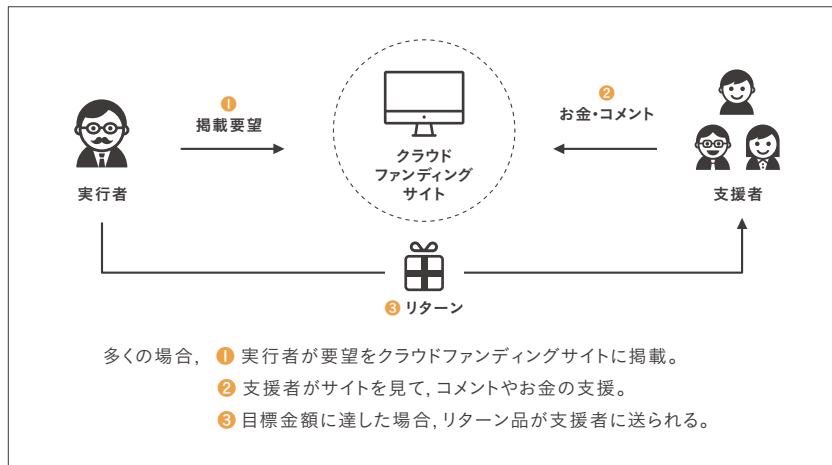
「クラウドファンディング」とは

Crowd(群衆)×Funding(資金調達)の造語で、一般的には特定のプロジェクトの起案者がインターネット上で不特定多数からお金を集める仕組み。クラウドファンディングには、主に「寄附型」、「購入型」、「融資型」、「投資型」の4つの種類があり、資金を集める方法としては寄附する場合や何かと交換する場合、融資する場合まで様々なものがある。

➔ 主に文化財保護に使われているのは「購入型」と「寄附型」。

クラウドファンディングの仕組み(購入型、寄附型の場合)

例



お金の支援だけでなく言葉の集積で思いも伝わる

近年、お金と共に「思い」を伝えたい人も増えており、多くのクラウドファンディングのサイトでは、プロジェクト毎に「支援者からの応援コメント」の欄がある。このコメント欄には多くの人からの励ましの言葉が書かれるため、実行者としては、募集中はもちろんのこと、その後の活動の励みになり、精神的にも支えられる。また、支援者が支援するかどうかの参考に見ていることも多く、サイトの中でも閲覧回数の多いページである傾向がある。



おすすめのクラウドファンディングの活用法

クラウドファンディングで全ての事業費を賄うことは難しい。できれば入場料などの事業収入、助成金、クラウドファンディングを1/3ずつで賄っていくのが理想であり、広い視点での資金調達が必要になる。そのため、全てをクラウドファンディングで賄うのではなく、新しい選択肢の一つとして使っていくことが有効。例えば、一定のお金をクラウドファンディングで集め、支えてくれる人も集まったため、この部分の助成を受けたいという計画的な申請が有効であったという例もある。

また、クラウドファンディングを1年くらい間をあげながら継続的に行い、事業を進めたことで、そのうちの半分はリピーターがファンとして支援してくれたという例もある。

メリット

- お金だけでなくファンが集まる
- 場合によっては、税制優遇あり
(指定寄附(P.10~13)、ふるさと納税(P.26~31)等)

デメリット

- 手間がかかる
- 最低限インターネットが使えないと難しい

“クラウドファンディングの成功の秘訣!”

READYFOR株式会社 キュレーター事業部 アート部門 廣安ゆきみ氏

実は、クラウドファンディングが成功するかどうかは、HPに公開する段階である程度、決まっています。よく知られている有名な文化財だから寄附が集まると思われがちですが、名の知れていない文化財でも、そもそも文化財である時点で、すでに価値があるものなので、ポテンシャルはあり、そのアピールポイントをどう文章や写真で作りこむことができるかで結果が変わってきます。その際、文化財の古さや価値の高さの説明だけでなく、それを守り伝えたい人の思いや真摯さを説明に加えることで、より人の心に響き、支援をしてもらえるきっかけになります。また、できる限り多くの人に文章を見てもらい、伝わるかどうかを客観的にチェックしてもらうことが、より成功に導きます。

また、プロジェクトをHPに掲載したら終わりではなく、情報拡散していく準備を事前しておくことも大切です。事前にSNSのフォロー数を上げておく準備や、過去に採り上げてくれたメディアの名刺をリストにしておくなど、HPに掲載した後に知ってもらおう下地を作っておくことで、支援の輪を広げていくことができます。

そしてちょっとしたことですが、プロジェクトを始める前に、自分自身がクラウドファンディングでの支援を経験し、どういったポイントで支援をしたかったのかを知っておくことで、文章を考える際の言い回し、リターン品を考える際のヒントになると思います。

担当者の声



CASE STUDY

B-1

江戸時代の
歴史的建造物を
後世に残したい

青森県黒石市

初駒（元酒蔵）

〈実施主体〉

NPO法人 元酒蔵の歴史的建造物群を保存・活用する会

〈文化財概要〉

指定等状況：未指定／類型：有形文化財（建造物）／所有者：NPO法人 元酒蔵の歴史的建造物群を保存・活用する会

文化元年（1804年）に建てられた酒蔵の保存と活用に取り組む中で、2016年度にこの建物を活用するために必要な上下水道工事の費用をクラウドファンディング（以下、「CF」）で募った。購入型のスキームで、リターンに「支援者の名前を主屋玄関口に掲示」「カフェのランチ無料券」などを設定し、目標金額100万円を超える支援が集まり、工事が可能となった。

実施背景

2014年1月、町の重要な景観の1つである貴重な酒蔵の建物6棟が解体されることを知り、その建物を保存・活用するため、個人がNPO法人を立ち上げた。



当初は私費により、建物を買取り、主屋等を改修し、コミュニティスペース・カフェ・宿泊施設等として活用していくための工事を2年以上かけ実施していた。主屋1階は使用できる程度にまで改修できた段階で、水回りの設備は全く進んでおらず、そのため、500万円を超える全体の改修費用のうち、上下水道工事費にかかる費用をCFで募ることにした。

これまでのNPO法人の活動内容は下記アドレスのfacebookから▶▶
<https://www.facebook.com/motosakagura.hatsukoma/>

成果・今後の取組

☑ 目標100万円に対し、約107万円の支援があった。

このような取組に賛同者が徐々に増えたNPO法人は、現在では80名程度の会員数となり、ボランティアも含め地域ぐるみで活動している。カフェ・宿泊施設等としての活用も始まっており、今後も活用しながらこの建物を守っていく。



大太刀（109cm）

薙刀（42cm）

研磨前

CASE STUDY

B-2

本来の輝きを取り
戻せ～奉納刀研磨
プロジェクト～

岡山県新見市

ひめさかかなちあな
日咩坂鐘乳穴神社大太刀
「国重」／薙刀「国重」

〈実施主体〉

日本美術刀剣保存協会岡山県支部／日咩坂鐘乳穴神社

〈文化財概要〉

（大太刀「国重」）指定等状況：市指定／類型：有形文化財（美術工芸品）／所有者：日咩坂鐘乳穴神社

（薙刀「国重」）指定等状況：市指定／類型：有形文化財（美術工芸品）／所有者：日咩坂鐘乳穴神社

2振の「国重」は奉納されてから、研磨等を行うことなく保管されており、従来の価値を減じていた。再び刀に輝きを取り戻したいと奉納刀の研磨費用をクラウドファンディングにより募った。

購入型のスキームで、リターンに「全身押形」などを設定し、目標金額40万円を超える支援が集まり、奉納刀の研磨を無事行うことができた。

実施背景

神社仏閣に奉納されている刀剣の多くは適切な処理がされず錆びた状態のまま保管されていることが多い。何もせず放置していると刀剣は朽ち、価値が失われる可能性が高い。しかし、研磨費用は高額で、所有者だけでその費用を捻出するのはハードルが高い。

そこで、奉納された刀剣を研磨し、適切な形で保管・保存できる資金調達を目的として、日本美術刀剣保存協会岡山支部が「奉納刀研磨プロジェクト」を立ち上げた。刀剣ブームの後押しもあり、当初掲げていた目標金額よりも多くの協力を得ることに成功した。

成果・今後の取組

☑ 目標40万円に対し、約150万円の支援があった。

輝きを取り戻した奉納刀が、二度と錆びないよう、日咩坂鐘乳穴神社の刀剣は、岡山県立博物館に展示し、広く一般の方に鑑賞してもらった。その後、現在も岡山県立博物館にて保管されている。

プロジェクト実施にあたり、保存協会が神社に出した条件は、支援で研いだ奉納刀はすべて、岡山県立博物館又は備前長船刀剣博物館に預け、手入れし保存すること。神社にはその代わりに、全身押形を一振ずつ掛け軸に表装したものをつくり、支援者名簿を添えて奉納することとした。

助成・助成団体

「助成団体」とは

自らは事業や研究などは行わず、他の者が行なうそれを資金的に援助する団体。財団法人の中でも研究、施設、出版、会議開催、研究者招聘・派遣などへの助成事業や表彰事業、奨学事業などを行なう団体を指し、その多くが企業からの基金拠出による。

文化財に関する助成・助成団体

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた建造物や美術工芸品などの文化財を修理し、地域の伝統芸能等を伝承し、あるいは文化財について調査・研究し、後世に伝えていくため、文化財の修理や保存・伝承、調査・研究等に関する様々な助成・助成団体がある。

助成・助成団体の種類とその一例

参考:文化庁HP掲載(2016年5月18日現在)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/josei/index.html>

展示関係

- 主な対象事業
- 1 芸術展示活動
 - 2 芸術文化部門・美術展覧会
 - 3 若手芸術家の育成、国際交流 など

〈実施団体〉独立行政法人日本芸術文化振興会

〈対象事業〉美術館等の文化施設において、自ら主催し、経費を負担して行う、絵画、彫刻、工芸、デザイン、書、建築、写真、漫画、文化財等の美術展示活動

〈実施団体〉公益財団法人花王芸術・科学財団

〈対象事業〉日本の美術館・博物館等が企画、開催する絵画・版画・彫刻等の展覧会で、企画性に富み、芸術的、社会的に価値の高いもの

〈実施団体〉公益財団法人野村財団

〈対象事業〉(1)若手芸術家の育成を目的とする活動 (2)芸術文化の国際交流を目的とする活動

〈実施団体〉公益財団法人三菱UFJ信託地域文化財団

〈対象事業〉日本国内で行う地域文化振興に寄与し、文化・芸術的に優れた、展覧会等

〈実施団体〉公益財団法人朝日新聞文化財団

〈対象事業〉芸術水準が高いと認められ、原則としてプロあるいはプロを目指す芸術家が出演者、出品者として行う事業

〈実施団体〉公益財団法人エネルギー文化・スポーツ財団

〈対象事業〉中国地域在住者が過半数を占める活動で、中国地域内において行う、美術の創造・普及・育成につながる展示活動

など

調査・研究・保存及び活用関係

- 主な対象事業
- 1 文化財の保存修復に係る調査研究
 - 2 芸術分野の調査研究
 - 3 自然・歴史環境の保全活用に係わる活動や研究
 - 4 絵画等、美術史、美術館学に関する調査研究
 - 5 人文科学、自然科学の分野における調査研究
 - 6 地域文化に関わる研究
 - 7 博物館での資料の保存技術、展示方法に関する研究 など

〈実施団体〉独立行政法人日本芸術文化振興会

〈対象事業〉(1)歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動
(2)民俗文化財の保存活用活動
(3)伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動

〈実施団体〉公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団

〈対象事業〉(1)文化財の保存修復に関わる調査研究 (2)芸術分野の調査研究

〈実施団体〉公益信託大成建設自然・歴史環境基金

〈対象事業〉国内及び開発途上国の自然・歴史環境の保全活用に係わる活動や研究

〈実施団体〉公益財団法人鹿島美術財団

〈対象事業〉絵画等、美術史、美術館学に関する調査研究

〈実施団体〉公益財団法人サントリー文化財団

〈対象事業〉(1)人文科学、社会科学に関する学際的グループ研究
(2)地域文化に関わるグループ研究

〈実施団体〉公益財団法人トヨタ財団

〈対象事業〉固有な文化・歴史の保全、次世代への継承に向けて、新たな考え方を提示し、また、将来的な社会の課題を考える手がかりとして、文化・歴史を再評価することを目的としたプロジェクト

〈実施団体〉公益財団法人三菱財団

〈対象事業〉人文学分野及びそれに関連する分野からなる、人文社会系研究全般

〈実施団体〉公益財団法人鍋島報効会

〈対象事業〉佐賀に関する人文科学及び自然科学の分野の研究

〈実施団体〉公益財団法人カメイ社会教育振興財団

〈対象事業〉(1)博物館学芸員等の内外研修 (2)博物館に関する国際交流
(3)文化及び芸術等の振興

〈実施団体〉公益財団法人福武財団

〈対象事業〉瀬戸内海地域に焦点をあてた文化研究・活動支援

など



CASE STUDY C-1

転倒した仏像の 応急的修復を 助成で実施

山形県飯豊町

常福院 不動明王三尊像

〈実施主体〉
飯豊史話会

〈文化財概要〉
指定等状況：県指定／類型：有形文化財（美術工芸品）／所有者：常福院

常福院不動明王三尊像は、経年劣化に加え、足ホゾや台座の構造損傷が著しく、もともと自立が不安定な状態にあった。それが東日本大震災の際、転倒し更に深刻な破損を受けた。

この三尊像の自立性を回復する応急的な修復を行うため、山形県が地域社会づくりに取り組む団体を支援するために設けた「やまがた社会貢献基金」に応募して、助成を受けた。

実施背景・工夫した点

郷土史の会である「飯豊史話会」は、地域の文化財を保護し、その取組を発信することで、文化財を次世代に伝える意識を醸成し、魅力的な地域づくりに結び付け、住みよい地域社会を実現することを目指している。

今回の助成では単に三尊像を修復するだけでなく、修復作業を一般公開したり、三尊像の歴史的・科学的調査を踏まえた講演会も公開修復と同時に開催するなど、会の目指している目的に沿った取組となっている。

また、助成の申請は「飯豊史話会」が行い、行政・所有者と協働して事業を展開した。このような協働は、地域社会における文化財保護のための新たな仕組み作りにつながるものであり、それを試験的に実施することもできた。

成果・今後の取組

✓ 2017年度に仏像の修復費用等として50万円の助成を受けた。

応急的な修復は終わったが、三尊像の完全な修復には総額340万円が更に必要となる。今後も行政・所有者と「飯豊史話会」が協働して地域の宝である三尊像の修復を進める。また、今回の公開修復によって得られたノウハウを基に、文化財を次世代に伝承する活動も継続していく。



CASE STUDY C-2

財団助成により 貴重な神楽面を 保存継承

茨城県古河市

えいだいだいかぐら 古河永代太々神楽

〈実施主体〉
古河神楽保存会

〈文化財概要〉
指定等状況：市指定／類型：無形民俗文化財

古河永代太々神楽は、享保13年(1728年)に奉納舞を始め、当初は神職により伝承されていた。しかし、神職のみでは伝承が困難になり、1929年に地元有志が「古河神楽保存会」を結成し、一度も途切れることなく神楽を伝承し今日に至る。

この神楽で使用される神楽面の代替面を新調するため、「(公財)明治安田クオリティオブライフ文化財団」が実施している「地域の伝統文化保存維持費用助成制度」に応募して、助成を受けた。

実施背景

12種類ある舞のうち「墓目(ひきめ)の舞」に使用される神楽面は、茨城県内の神楽で使用される面の中で、最も古くから残る面とされ、40年ほど前から、市より「地域の貴重な文化財として保存できないか?」と要望を受けていた。そのような中、既存の神楽面で奉納舞を継続していたが、傷みも徐々に激しくなり、完全に壊れる前に保存措置をとったほうが良いとの判断に至った。

長い間、保存会の活動費だけで、代替面を新調することは難しい状況であったが、この度、財団の助成を得て代替面を新調することができた。既存の面は2019年11月に「古河歴史博物館」に寄託した。



成果・今後の取組

✓ 2019年度に神楽面の作成費用として40万円の助成を受けた。

保存会の年齢構成は60~70代が過半数を占め、次世代を担う若手の育成が急務となっている。この課題解決にむけ、文化庁の「伝統文化親子教室事業」を活用し若手世代の育成活動も行っている。このように今後も、財団助成に限らずあらゆる方策を活用しながら、神楽の継承に努めていく。

地域活性化 ファンドからの投資

株式会社地域経済活性化
支援機構(REVIC)

「株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)」とは

地域経済・産業の成長や新陳代謝による地域経済の活性化を目的に、株式会社企業再生支援機構を改組して、2013年に誕生した官民ファンドである。昨今、地方銀行や信用金庫とREVICが共同で運用する地域活性化ファンドからの投資により、歴史的建造物などを観光資源として活用する取組が、各地に見られるようになり、文化財の活用が保存につながる事例として注目を集めている。

■ 活性化ファンド業務

幾つものカテゴリがある活性化ファンドのうち「観光産業支援ファンド」は、観光産業に特化したファンドであり、新たな観光資源の掘り起こしや、施設の多様化等で変化に対応しようとする地域の観光事業者を、ファンドを通して資金と人材の両面からサポートしている。地域の魅力やアイデンティティを形成している指定・未指定の多様な文化財は、観光資源として活用されることが期待されており、歴史的建造物をホテルやレストランにリノベーションする際の資金調達などに、このファンドからの投資が利用されている。

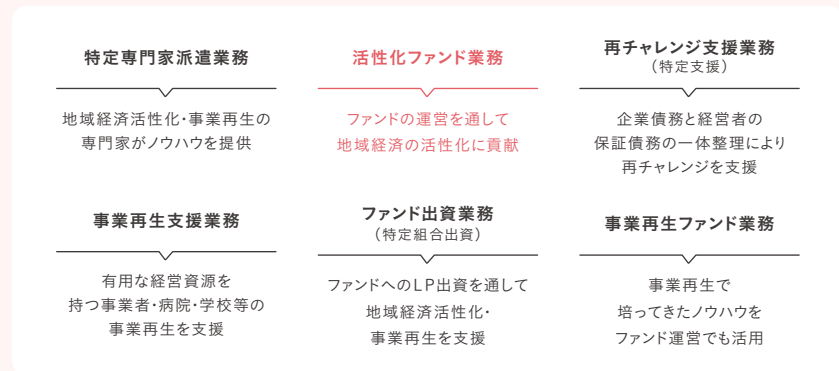
■ REVICの目的と業務

REVICの目的は、地域経済の活性化や中小企業者等の事業再生が持続的に行われるようにしていくことである。様々な分野の専門家が集まるREVICの役割は、蓄積した地域活性化や再生のノウハウによって地域金融機関とともに事業者ごとに最適なソリューションを提供することであり、最終的には地域金融機関にそれらのノウハウを移転・定着させる。



事業運営にあたっては、①先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造、②地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透、③専門人材の確保と育成及び地域への環流、の3つを基本方針に掲げ、これらに基づき地域金融機関の地域活性化への取組を支援している。

手がける業務には幾つかの種類があるが、文化財と深く関わるのは、ファンドの運営を通して地域経済の活性化に貢献する「活性化ファンド業務」である。



株式会社 NOTE リノベーション&デザイン(兵庫県) への支援

支援事例

丹波篠山市内に点在する5つの古民家を買取り、改修して、宿泊施設やレストラン等としてサブリースするため、観光活性化マザーファンドから投融資。併せて経営課題解決のための支援も実施。

メリット

- ファンドを共同で運営することで、REVICが持つノウハウを金融機関等に転移し、金融機関等の支援能力向上に寄与することにより、各地域における事業者に対する支援の充実が期待でき、地域の人材創出に寄与する。
- 元来事業化が難しいとされた歴史的建造物等の再生事業に対して、地域活性化ファンドと地域金融機関が協調投融資を実施し、経営課題解決においても支援を行うことで地域活性化のための事業モデルが創出される。

課題

- 観光産業支援ファンドが対象とできる地域には一定の制約がある。
- 活用する文化財の価値を担保するため、投資を受ける事業運営者に文化財の取り扱いに長けたヘリテージマネージャー等が関与するような体制の構築が望まれる。

REVIC活性化ファンド業務 HP ▶▶

<http://www.revic.co.jp/business/gp/index.html#businessIntro>



県指定有形文化財「中村屋商店」

CASE STUDY D-1

重伝建地区で 分散型ホテルを 運営

千葉県香取市

香取市佐原伝統的 建造物群保存地区

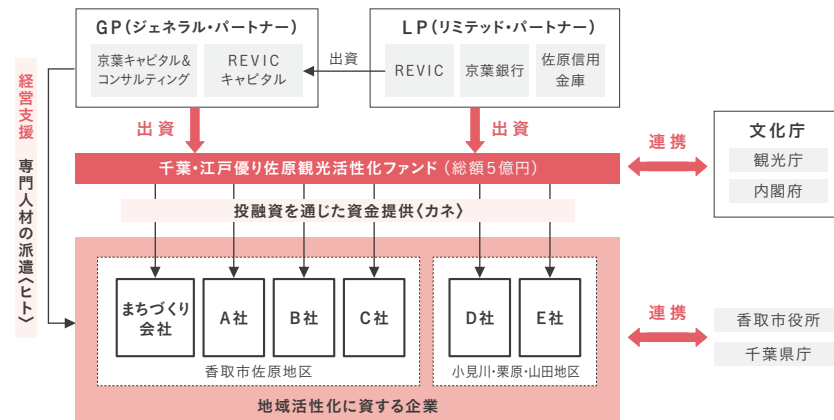
〈実施主体〉
(株)NIPPONIA SAWARA
(株)NIPPONIA SAWARA不動産

〈文化財概要〉
指定等状況：国選定／類型：重要伝統的建造物群保存地区

江戸時代、「お江戸見たけりゃ 佐原へござれ 佐原本町 江戸まさり」とうたわれた佐原は、利根川下流域第一の河港商業都市として近代に至るまで繁栄し、商家の主屋や土蔵などが並ぶ町並みは、現在にその風情を伝えている。この佐原で、地域経済活性化支援機構(REVIC)と地元の金融機関等が設立した「千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド」の投資の下、歴史的建造物を宿泊・飲食施設として再生し、重要伝統的建造物群保存地区となっているまち全体を分散型のホテルとして観光産業の振興につなげる取組が進んでいる。

背景と経緯

- 2015年、香取市やREVICなど5団体が「千葉県香取市の観光活性化に関する包括的連携協定」を締結。
- 同年9月、京葉銀行、佐原信用金庫、REVICなどが出資し、香取市の観光に携わる事業者に対し投融資やアドバイス(経営支援)をする「千葉・江戸優り佐原観光活性化ファンド」(以下、「ファンド」)を設立。
- 2017年、香取市、REVIC、京葉銀行、佐原信用金庫及び歴史的建造物再生のノウハウを持った民間事業者の(一社)ノオト、バリューマネジメント(株)の六者が連携協定を結び、佐原地区内に分散型ホテルを設けることを確認。
- 同年、(株)NIPPONIA SAWARAと(株)NIPPONIA SAWARA不動産が設立され、ファンド及び地元の金融機関等の投融資をうけ、「佐原商家町ホテル NIPPONIA」の開設に向けて歴史的建造物の改修に着手。



佐原商家町ホテル NIPPONIAの概要

1件(1棟)のフロント・レストランと4件(10棟13室)の宿泊施設からなる。いずれの施設も重伝建地区の伝統的建造物や、県指定の文化財を利用している。

飲食・宿泊施設の改修と運営

- どの施設も、ファンドなどの投融資を受けて NIPPONIA SAWARA不動産が改修を実施。
- 改修のアドバイザーを担ったのは(一社)ノオト(兵庫県丹波篠山市)。
- 施設は、地域DMCである(株)NIPPONIA SAWARAを介して、バリューマネジメント(株)にサブリースされ、一泊2食付き30,000円/人(部屋・時期によって変動)で運営されている。

REVIC活用による効果

- REVICの参入により、資金的・地域的にこれまで打不開策がなく膠着していた空き家の保存と活用が動きだし、文化財による地域振興が促進された。
- 通常、地域金融機関では融資対象になりにくい古民家改修の案件が、設立したファンドの活用により、ファンド及び地元の金融機関等の協調融資が可能となった。

ファンド及び地元の金融機関等の投融資

四期に分けて投融資を受けており、最終的に10～15年を目途に償還予定。

その他

- 確認申請
100㎡(※現在は200㎡)を超える伝統的建造物は、用途変更のために確認申請をしている。
- 宿泊者の安全確保
耐震対策：壁量計算をおこなった上で必要に応じた補強を実施。
火災対策：消防法に基づき、特定小規模施設用自動火災報知設備を取り付けると共に、消火器を置いている。また、防災計画に基づき、地区内各所に消火栓を配置している。
- 文化財への配慮
伝統的建造物は、香取市の修理基準・許可基準に則った外部修理を実施。県指定の建造物は、千葉県文化財保護審議会に現状変更を諮った上で改修を実施。

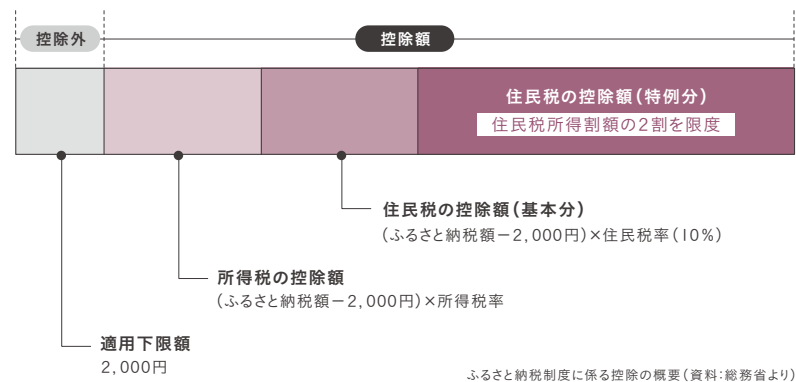
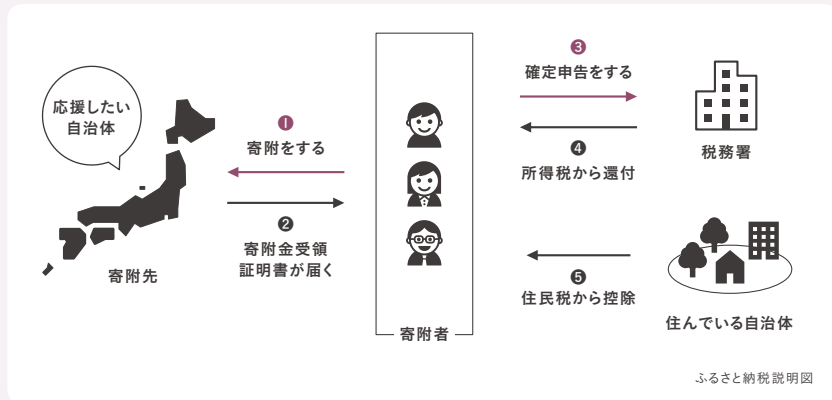
今後の展望・課題

- 地元で宿泊施設等を運営する人材が不足する中、REVIC出向者からのノウハウの移転により、人材を育成、自走可能な体制につなげる。
- 香取神宮や地域に現存する未活用の酒蔵、地域の伝統文化である嫁入り舟と連携した町並みウエディングを企画推進する。また、食材ツアーなどの体験型イベントも積極的に実施し、まちのファンを増やし、地域の活性化を進める。

ふるさと納税

「ふるさと納税」とは

生まれ故郷や応援したい自治体（都道府県・市区町村）に寄附をすると、税金の一定額が控除され、さらに寄附先の地域からお礼の品がもらえる新しい地域応援の仕組み。都会と地方の税収格差を是正して地方創生に繋げることで、税制を通じてふるさとへ貢献する仕組みとして導入された。自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される。



メリット

〈自治体側〉

- 日本全国から税収を確保できる
- 人口に関わらず、税収を増やすことも可能
- 寄附の使い道を指定することができる
- 地域や地域産品をPRする機会となる
- 観光誘致に繋がる

デメリット

- 住民が他の自治体に寄附することで、税収減少のリスクがある
- ふるさと納税制度の導入に手間がかかる
- 返礼品や送料などのコストがかかる
- 返礼品の準備や、寄附金の管理など事務的な負担が増える

〈納税者側〉

- 返礼品(地域産品等)をもらえる場合がある
- 所得税・住民税が控除される(原則、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象)
- 好きな自治体を選んで寄附ができる
- 自由な金額で寄附ができる
- 多くの自治体で寄附の使い道を指定できる
- 自由なタイミングで寄附ができる

- 税額控除を受けるためには確定申告の手続が必要となる(一定の条件を満たせば確定申告の手続が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられている)
- 計算方法が複雑で減税との関係で最適な寄附の金額を把握し辛い
- 所得の確定前の寄附なので、最適な寄附の金額を予想で決める必要がある
- 寄附から控除までの期間の金銭的負担が生じる

■ おすすめの文化財保護への「ふるさと納税」の活用法

近年は、従来のふるさと納税の仕組みだけでなく、次ページ以降に紹介するような、使い道をより具体的にプロジェクト化するガバメントクラウドファンディングや、体験型のふるさと納税等も増えている。従来のふるさと納税と比べて、今まで以上に「文化財保護」という使い道に特化した形で募集ができたり、体験型のふるさと納税を通じて、地域の伝統や文化を知ってもらう機会になるなど、より文化財保護と親和性が高いふるさと納税として次ページ以降、紹介する。

“旅ナカでのふるさと納税”

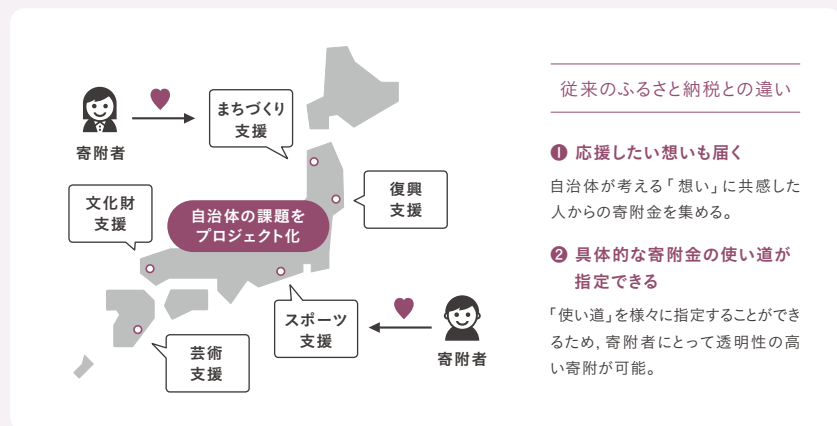
株式会社JT B.ふるさと開発事業部

近年、旅行をしている途中でふるさと納税をするという「旅ナカでのふるさと納税」が全国各地で行われています。石川県七尾市の「加賀屋」では、宿泊した観光客が部屋等に置かれているQRコードから簡単に寄附ができ、その寄附金を地域の課題解決や活性化に使っています。このような手法は今後、文化財を見学した人が看板等にあるQRコードからふるさと納税を行うなど、その寄附金が文化財保護に使われるような仕組みに応用させていくことも可能だと考えています。

担当者の声

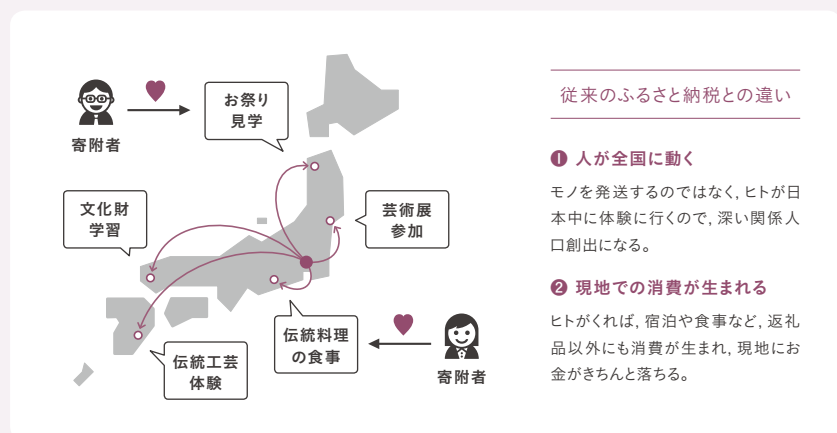
ガバメントクラウドファンディングによるふるさと納税とは、

ふるさと納税の「使い道」をより明確化し、各自治体の政策に関して寄附をする形のふるさと納税。ガバメントクラウドファンディングは、寄附金の「使い道」を様々な指定ができるため、自治体が考える「想い」に共感し、その意思をもって寄附をすることもできる。自治体によっては、「文化財保護」や「伝統の継承」を寄附の使い道として設定することも可能。



体験型ふるさと納税とは、

返礼品を地域産品等のモノにするのではなく、地域体験等のコトにしたもの。文化体験や歴史講座をはじめ、農泊、各地の食事、バーベキュー、スキー、サイクリング、などのその土地でしかできない体験プランを返礼品として提供するふるさと納税。



体験型ふるさと納税のメリット

〈自治体側〉

- モノを送らないので、配送料とその手間がかからない
- 地域に来て体験してもらうため、税収以外の現地消費(宿泊、交通、食事代等)がある
- 各地でしかできない体験を発信することで、地域を知ってもらう機会となる
- 現地に来て体験してもらうことで、地域のファンになってもらう機会となる

〈納税者側〉

- 返礼品で旅行やお出かけに行くことができる
- その年の寄附で、翌年の旅行やお出かけの予約も可能
- 普段、体験することのできないような特別な体験ができる
- 基本的にチケットが必要ないため、現地に行く前はもちろん、旅ナカで時間が出来た時に予約ができる*

※サイトによる

体験型ふるさと納税のデメリット

- 体験はモノよりも単価が高い傾向であるため、宿泊を伴う体験型ふるさと納税になると、高所得者しか寄附できない可能性も出てくる

“今後の体験型ふるさと納税の可能性”

株式会社 ROOTs 取締役 COO 小口潤氏

私たちは、現在日本で唯一、体験型返礼品に特化したふるさと納税のサービスを行っている会社です。通販のようにモノを買うふるさと納税ではなく、日本各地に人を動かしてその場所特有のコトを体験してもらうふるさと納税こそが、地方活性化の本質的な打ち手になると考え、体験特化のポータルサイトを始めました。

現在も歴史を巡る体験プランなどがありますが、今後は、寄附したお金の一部が文化財の修理に使われ、その修理や完成形を寄附した人が見に行けるような体験プランも考えています。現地に足を運ぶからこそ、五感でその土地の文化を感じられる。だからもっと好きになる。モノのお得さとは異なる、体験型にしかないこの価値が今後もっと広がると思います。

担当者の声



修理前



修理中

CASE STUDY E-1

寄附金で倒壊の危機にあった建造物の修理

奈良県王寺町

達磨寺 方丈

〈実施主体〉
王寺町

〈文化財概要〉
指定等状況：県指定／類型：有形文化財(建造物)／所有者：片岡山 達磨寺

達磨寺の方丈は、建築されてから350年あまり経ち、これまで一度も大きな修理が行われてこなかった。また、建物の特徴からほとんど壁がないため、かなりゆがんでおり、そのまま放置しておくとも倒壊のおそれもあった。その方丈の保存修理を2017～20年度の4年間で実施することとなり、修理費用の町負担分を賄うために、ふるさと納税による寄附を募集している。

工夫した点

多くの自治体を実施するふるさと納税では、寄附金の使い道を複数の目的から選択できる場合が多いが、王寺町では、寄附金の使い道を「達磨寺方丈の修復」のみに限定している。これは、使い道を限定することで、何のために寄附金が使われるかを明らかにし、寄附する側にもはっきりとした目的意識を芽生えさせることにより、寄附金が集まりやすくなるのではと考えてのことである。

成果・今後の取組

✓ 2015～18年の4年間で、4,894件・約6,800万円の寄附額。

2019年もふるさと納税は継続しており、予定されている修理費用のうち町負担分については、ふるさと納税の寄附金で全額賄える見込みとなっている。今後も町内の文化財において、修理費用のように一時的に多くの資金が必要となる案件が発生した場合、ふるさと納税を含めあらゆる手法を検討し、計画的にそのための資金を捻出していく。



CASE STUDY E-2

築城400年にむけ寄附金の使い道を拡充

広島県福山市

福山城跡／ 福山市鞆町伝統的建造物群保存地区

〈実施主体〉
福山市

〈文化財概要〉
(福山城跡)指定等状況：国指定／類型：史跡／管理者：福山市
(福山市鞆町伝統的建造物群保存地区)指定等状況：国選定／類型：重要伝統的建造物群保存地区

2019年度の福山市のふるさと納税においては、寄附金の使い道を10項目設定している。その中で文化財関連として、史跡福山城跡の保存・整備などのための「よみがえらせよう、福山城の魅力!」と、鞆町地区内の歴史的景観整備などのための「鞆地区の町並みを保存します」という2つの目的を設けて、寄附を募集している。

実施背景

2008年にふるさと納税の制度が開始された当初から、寄附金の使い道として「鞆町の町並み保存」を項目に設け、寄附を活用した文化財保護に取り組んでいた。

加えて、2022年に迎える福山城築城400年を記念し、福山城の魅力を今によみがえらせその価値を後世に伝えるため、天守の外観復元等のハード事業、記念イベント等のソフト事業に取り組みはじめており、2019年度からはこの記念事業のために用いるふるさと納税も新たに開始した。

成果・今後の取組

- ✓ 「福山城」2019年10月末現在、137件・約1,029万円の寄附額。
- ✓ 「鞆町地区」2019年10月末までの累計で、422件・約1,726万円の寄附額。

築城400年記念事業は、文化財保護部局だけでなく市を挙げて取り組んでいる事業である。これを機会に、市・市民・寄附者等が一体となり福山城跡をより良く後世に継承するための取組を進めていく。

また、鞆町地区の歴史・伝統文化・町並みなどの価値を未来に継承する取組についても、資金確保を含め継続的に実施していく。

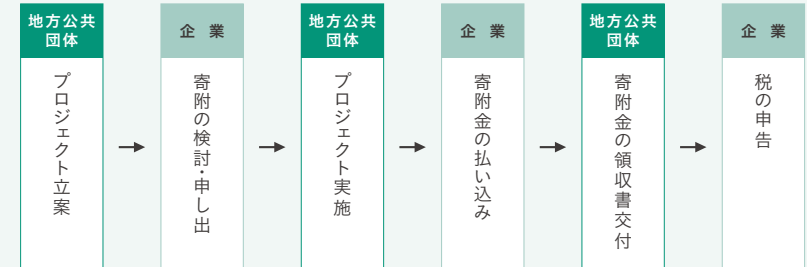
企業支援 (企業版ふるさと納税等)

文化財保護のための企業からの支援については、寄附、企業のCSR活動、ネーミングライツ契約による支援等、様々なものが考えられるが、本ページでは、2020年度に制度が改正される企業版ふるさと納税について紹介する。

「企業版ふるさと納税」とは

志ある企業が、寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組み。

■ 制度の流れ



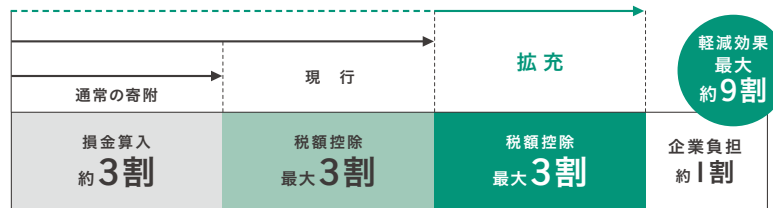
■ 2020年度の主な改善ポイント

- **適用期限の延長** 税額控除の特例措置の適用期限が5年間(2024年度まで)延長される。
➡ **ポイント** 継続的な寄附がしやすくなる!
- **税額控除割合の引上げ** 税の軽減効果が寄附額の最大約9割(現行最大約6割)となる。
➡ **ポイント** 企業負担がさらに軽減される(見直し後、最小1割)!
- **認定手続の簡素化** 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能になる(変更も基本的に不要)。
➡ **ポイント** 地方公共団体の申請に係る負担が大幅に軽減される!
- **併用可能な国の補助金・交付金の範囲の拡大** 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大する。
➡ **ポイント** 寄附可能な事業が拡大し、企業の選択肢が広がる!
- **寄附時期の制限の大幅な緩和** 地域再生計画の認定後、「寄附(受入れ)の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能になる。
➡ **ポイント** 企業の寄附したいタイミングでの寄附が可能になる!

■ 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み。損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなる。

企業版ふるさと納税を活用した寄附の場合



(例)1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税(法人住民税, 法人事業税, 法人税)が軽減

税目ごとの特別措置

- **法人住民税**
寄附額の4割を税額控除
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- **法人税**
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度
(法人税額の5%が上限)
- **法人事業税**
寄附額の2割を税額控除
(法人事業税額の20%が上限)

企業にとってのメリット

- **社会貢献** 企業としてのPR効果(SDGsの達成など)
- 地方公共団体との新たな**パートナーシップの構築**
- 地域資源などを生かした**新事業展開**

留意事項

- 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止

内閣府の今後の取組について

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直しました。

これにより、損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるとともに、認定手続の簡素化を図るなど、より使いやすい仕組みとなっています。詳細は「企業版ふるさと納税ポータルサイト」でご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html



CASE STUDY F-1

企業の協力で 希少生物を 観光資源に

岐阜県海津市

津屋川水系清水池 ハリヨ生息地／ハリヨ

〈実施主体〉
海津市

〈文化財概要〉
(津屋川水系清水池ハリヨ生息地)
指定等状況：国指定／類型：天然記念物／管理者：海津市
(ハリヨ) 指定等状況：市指定／
類型：天然記念物

希少生物(淡水魚)のハリヨがより良い環境で生息できるように生息地(池)の拡幅及び浚渫、魚巢ブロックの設置などの整備を行った。また観光客のために、間近でハリヨを観察できる観賞用デッキの設置や、駐車場の整備など周辺環境の整備も行った。

このような整備や、観光資源としてアピールするための費用を賄うために、企業版ふるさと納税のスキームを活用し、環境保全に積極的な市近隣地域の企業から寄附を募った。

実施背景・工夫した点

観光客などの交流人口が伸び悩んでいるという課題を解決するため、市内の地域資源の魅力を新たな目線で掘り起こし、名古屋市圏域などの市外へ積極的にアピールしていく必要があると考えていた。その一環として、地域再生計画を立案し、国の認定を受け可能となった企業版ふるさと納税の募集により、ハリヨを観光資源として活用するための取組を行えた。

募集にあたっては、市長が市近隣地域の企業が集まる会合で、企業版ふるさと納税の内容を説明した上で、興味を持った企業への個別説明を行うなど、寄附が進むよう工夫しながら取り組んだ。

成果・今後の取組

- ✓ 2017～19年度の3年間で、4社より総額2,000万円程度の寄附額となる見込み。

予定していた事業費の大部分を企業版ふるさと納税で賄うことができた。生息地や周辺環境の整備は終了し、今後はハリヨを観光資源として積極的にアピールし、まずは立寄り型・日帰り型の観光を根づかせる。



CASE STUDY F-2

ネーミングライツ料 を原資に、村の 伝統芸能を支援

沖縄県北中城村

村内の伝統芸能

〈実施主体〉
北中城村

〈文化財概要〉
指定等状況：村指定／類型：無形民俗文化財

2015年4月にオープンしたショッピングモールの北側、東側、南側に隣接する北中城村道の3路線について、北中城村とイオンモール(株)との間で、道路名のネーミングライツ契約を締結した。その収入を原資として、村内の伝統芸能の振興に生かすことを目的に、条例で「北中城村伝統芸能振興基金」を新たに創設し、伝統芸能の振興に取り組む団体へ助成を行っている。

実施背景

村には、獅子舞・棒術・フェーヌシマ・赤木名節・エイサーといった伝統芸能があり、その継承に取り組む団体に対し、経常経費等の助成を行っていた。しかしその支援だけでは、衣装の新調や用具の修理等のまとまった資金が必要を取組を十分には行えず、団体からは支援強化の要望を受けていた。

そのような中、課題となっていた伝統芸能への支援強化と、地域の活性化につながることから、ネーミングライツ料を村内の伝統芸能の振興に生かすという使用目的がイオンモール(株)との話し合いの中で確認された。

そしてその収入の使途をより明確にするため、ネーミングライツ料を一般財源とするのではなく、それを原資に基金を創設して、継続的に村内の伝統芸能の振興・後継者育成に取り組む団体へ助成を行っていくことになった。

成果・今後の取組

- ✓ 2015～19年度の5年間で、毎年150万円のネーミングライツ料を原資に、5団体へ合計で約710万円の助成を行った。

2020年度以降も契約は更新される予定となっており、ネーミングライツ料を原資に、今後も基金を活用して毎年一定規模(1団体あたり50万円以内で全助成団体の合計が150万円を上限)の助成を、継続して実施する。

PFI方式 / コンセッション

「コンセッション」とは

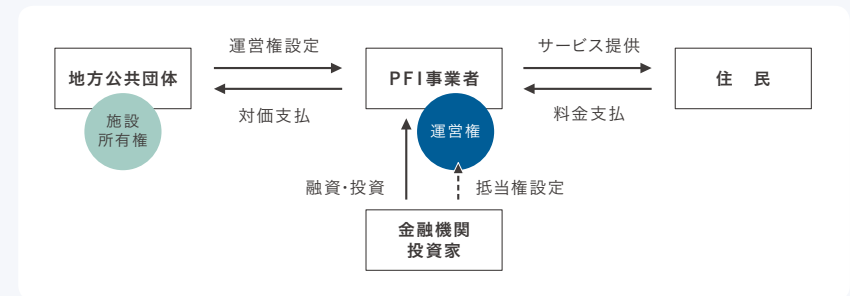
利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、民間事業者による公共が所有する施設などの安定的で自由度の高い運営を実現することにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供するものである。

■ PFI方式

中でも、PFI(Private Finance Initiative)方式は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う方式であり、効率的、効果的な社会資本の整備や国民への安価で良好なサービスの提供を目的としている。これは、1999年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(通称、「PFI法」)に基づくものである。

■ コンセッション

PFI法には、2011年の改正により公共施設等運営権(コンセッション)制度が導入された。2019年度に改定された内閣府の「PPP/PFI推進アクションプラン」では、民間の経営原理を導入するコンセッション事業の活用が推進されている。

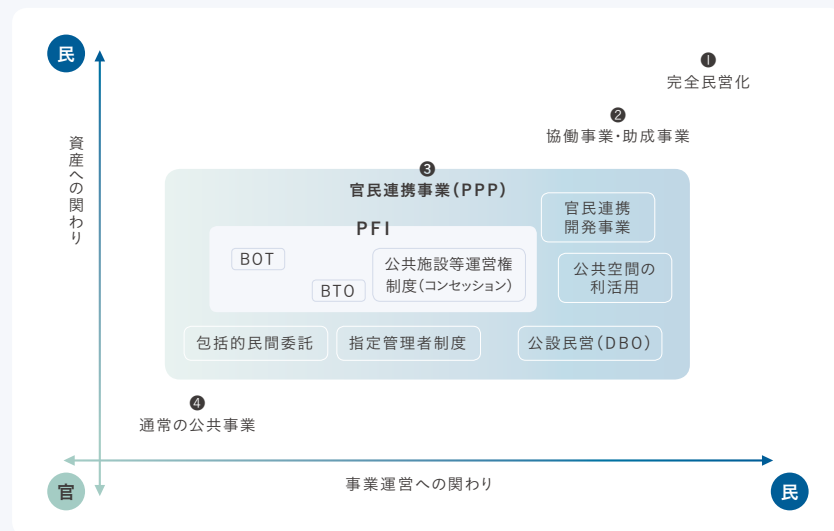


■ PPP

公共と民間事業者が連携して公共サービスを提供する手法を幅広くPPPという。これは、Public Private Partnershipを略したもので、官民パートナーシップ、官民連携事業などとも呼ばれる。

公共から民間への業務委託や指定管理者制度(P.40参照)、包括的民間委託、公設民営(DBO)方式、PFI方式などが含まれ、図書館などの文化関連施設、市民プールなどのスポーツ関連施設、医療関係施設、福祉関連施設、公園関連施設、下水道などを含む生活関連施設、教育関連施設など、多岐にわたる分野の行政サービスにおいて、これらの手法を用いて、民間事業者の資金やノウハウを活用した社会資本の整備や公共サービスの充実、効率化が進められている。

文化財の分野においても、公共が所有する民家などの文化財建造物を指定管理者制度により運営する方法や、包括的民間委託による実施が進められている。



メリット

- 〈地方公共団体〉
 - 運営権設定に伴う対価の取得
 - 民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
 - 技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化
 - 施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転
- 〈民間事業者〉
 - 「官業開放」による地域に於ける事業機会の創出
 - 事業運営、経営についての裁量の拡大
 - 人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での柔軟な料金設定
 - 抵当権の設定による資金調達円滑化
- 〈住民〉
 - 事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービス享受

■ PFI方式の留意事項

PFI事業を実施する際には、民間事業者の財務状況や事業各段階の様々なリスクについて、内閣府の示す「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」や「モニタリングに関するガイドライン」などを参考にすることが望ましい。



CASE STUDY

G-1

コンセッション方式 で、重伝建地区の 町家ホテルを運営

岡山県津山市

津山市城東伝統的 建造物群保存地区

〈実施主体〉

津山市（都市建設部歴史まちづくり推進室、財政部財産活用課FM推進係）

〈文化財概要〉

指定等状況：国選定／類型：重要伝統的建造物群保存地区

江戸時代から近代にかけて建てられた町家が1kmにわたり古い町並みを形成する重要伝統的建造物群保存地区の津山市城東地区。その西端部に並んで建つ町家4棟を、市が一棟貸しのホテルに整備の上、コンセッション方式によるPFIで民間事業者に運営権を設定。宿泊を中心とした民間の事業収入により町並みの存続を図り、観光や地域の振興につなげる。

実施背景と経緯

旧町田家付属町家群は、重文の旧町田家住宅主屋と隣接して建つ連続した4棟の町家。いずれも同規模のつし2階建て、江戸時代末期の建築である。旧町田家住宅主屋から連なる庇や出格子が特徴的な景観は、重伝建地区の見所となっている。

2013年にこれらの建物の寄附を受けた市は、城東地区におけるまちづくりや観光の拠点として町家群を宿泊施設として整備する基本設計を2017年に実施。同年、指定管理者制度での運営を前提に実施設計を完了した。

しかし、2018年の市長交代に伴い、事業内容の見直しが求められ、様々なPPP手法を比較検討の上、PFIのコンセッション方式による施設の管理運営へと方針を転換した。

ターゲットや料金設定などの参考のため、事前にサウンディング型市場調査を実施し、その結果をふまえ、2019年にプロポーザル方式により公共施設等運営権者となる最優秀提案者を決定した。



津山市城東伝統的建造物群保存地区

事業の概要と特徴

- 施設の設計と改修は市が負担して実施。市の承認を得られれば、自己負担により事業者の意向も反映可能とした
- 事業者への運営権の設定期間は20年
- 事業者は一泊1～3万円/人を予定する宿泊等の収入で一棟貸しホテルを運営
- 建物の所有者である市は運営権対価を得る



市が負担するイニシャルコスト

市が負担する改修工事費用の総額1億9300万円については、補助金や助成金などを利用した。

内 訳

- 外部や主要構造部の修理費2,700万円に文化財補助金（文化庁）
- 内部の改修や宿泊設備整備費1億4,600万円に地方創生推進交付金（内閣府・内閣官房）
- 外構整備費など2,000万円に対し、街なみ環境整備事業による助成金（国交省）

建築基準法の適用除外について

この建物の床面積は約520㎡あり、宿泊施設に用途を変更する場合に確認申請が必要となる200㎡を大幅に上回っていた。確認申請においては、江戸時代の歴史的建造物であっても現行の建築基準法への適合が求められ、大規模な改修が必要となる上に、文化財としての価値が失われるおそれがあった。そのため、津山市では、建築基準法第3条第1項第3号に基づき、安全性の確保等について建築審査会の同意を得ることで、建築基準法の適用を除外した。

メリット

事業者

- 指定管理者制度の運営期間5年に対し、コンセッションは20年と長く、事業者として長期的なビジョンのもとに収支計画が立てられる
- 事業運営の自由度が高く、モチベーションが高まる
- 施設所有権を移さないため固定資産税がかからず、参入がしやすい

行政

- 設計と改修におけるイニシャルコスト以外に負担が発生せず、運営権対価としての収入を見込むことができる
- 民間の柔軟な発想やノウハウを活かした運営が可能となる

制度利用の課題

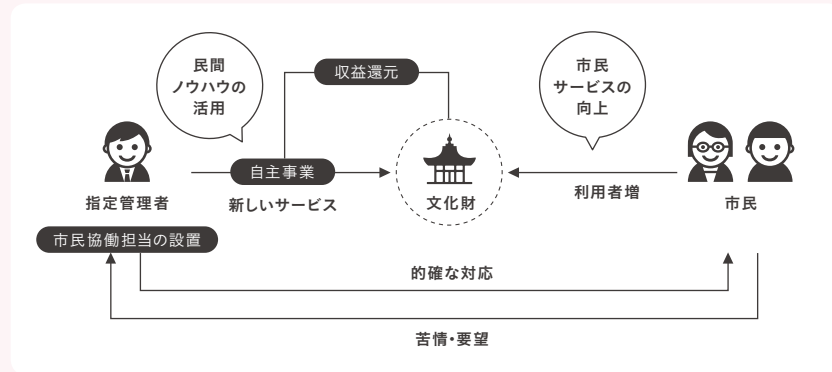
- 制度が浸透しておらず手探りで事務が大変な手間がかかるため、マニュアルや相談できる窓口が必要
- ハード整備を含めたコンセッションはコスト面から負担が大きい
- 文化財の維持管理に関する経費算出に専門家の関与が不可欠
- 文化財の趣きを生かした改修するにはヘリテージマネージャーの関与が必要

その他 (指定管理者制度・ 不動産信託・修理観光等)

文化財保護のための資金調達の方策としては、これまで説明してきた方策以外にも、「指定管理者制度」、「不動産信託」、「商品開発」、「サポーター制度」など、様々な方策がある。本ページ以降は、多岐に亘る方策の事例を紹介していくが、その中でも特に事前情報が必要な項目について、本ページで紹介する。

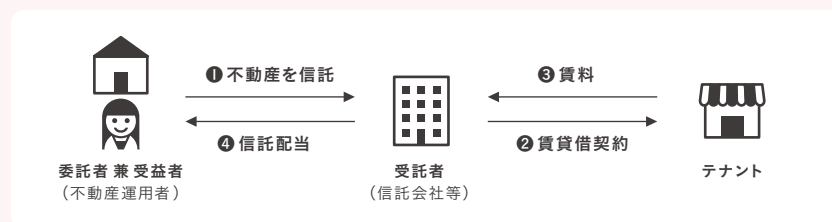
指定管理者制度 ▶▶ H-1 (P42~43)

総務省によると、「指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003年に設けられた」制度。



不動産信託 ▶▶ H-2 (P44~45)

信託とは、委託者が一定の目的に従い財産の管理・処分をさせるため、第三者(受託者)に財産権を移すこと。不動産信託とは、財産を土地や建物などの不動産に特化した信託。委託者を代位し受託者(信託会社等)が財産を管理し、財産から得られる収益を委託者に配当する仕組み。



修理観光 ▶▶ H-3 (P46~47)

修理観光とは、修理現場を観光客に公開することを指す。文化庁では、2016年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を受け、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するための「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定した。当プログラムの中には、「修理現場の公開(修理観光)や、修理の機会をとらえた解説整備を推進する」との記載がある。

宿泊施設活用 ▶▶ H-4 (P48~49)

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の中には、新たな用途への活用等として「宿泊施設やユニークベニュー利用に適した文化財等をリストアップし、観光庁と連携してPRする」との記載もある。

文化財を新たな用途で活用する取組は各地で広がりを見せており、特に当初の役割や目的を果たせなくなった建造物を宿泊施設・飲食施設・観光関連施設として活用し、文化財の保存と地域活性化の両立を目指している事例は増加傾向にある。

入域料 ▶▶ H-14 (P60)

文化資源や自然資源などの保全や整備等を目的に、地域に入域する際に支払いを求められる入域料、法定外目的税、協力金、募金等のこと。伝統的建造物群保存地区や文化的景観などのエリアで選定されている文化財での活用が多い。

環境省の入域料に関する取組

環境省:地域自然資産法

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(2015年法律85号)(以下「地域自然資産法」)は、地域における自然環境の保全や持続可能な利用の促進を図るため、入域料等の利用者による取組費用の負担や寄附金等による土地の取得等、民間資金を活用した地域の自発的な取組を促進することを目的として、議員立法によって2014年6月25日に制定され、2015年4月1日に施行された。

事例:竹富島

沖縄県竹富町では、2019年9月から、環境保全を目的として、地域自然資産法に基づき、竹富島を訪れる観光客を対象に任意で1人当たり300円の「入域料(入島料)」を求める取組を開始。集められた資金は島の自然環境保全などに活用されるほか、その一部は自然を損なう恐れがある開発用地の購入にも使われる。



CASE STUDY

H-1

指定管理者制度の
収入による
文化財の継承

大阪府岸和田市

五風荘 主屋・庭園

〈実施主体〉

岸和田市

〈文化財概要〉

(五風荘 主屋) 指定等状況：市指定／類型：有形文化財(建造物)／所有者：岸和田市

(五風荘 庭園) 指定等状況：市指定／類型：名勝／所有者：岸和田市

実施背景

五風荘は、景観保全のため1986年に所有者より岸和田市土地開発公社が購入。その後、1992年に岸和田市が同開発公社より取得し、2008年度まで、岸和田市観光振興協会が貸室事業を中心に管理運営を行ってきた。しかしながら、維持経費がかかり、市の財政状況も厳しいことから、保存しながら収益事業を行い、市への納付金を含めて提案してくれる指定管理者を2008年に公募した。

また市は、2007年に「観光振興計画」を策定し、その中で「五風荘」を岸和田城周辺観光の核の一つとして位置づけ、日帰り観光、立ち寄り観光を目指すうえでの食文化の発信拠点として生かしてくれる民間企業を公募した。最初の公募では「がんこフードサービス株式会社」が指定管理者となり、10年間事業を実施。2019年4月からは「株式会社岸和田グランドホール」が指定管理者として運営している。



公募の際に示した「管理運営の基本方針」

- 回遊式日本庭園を生かしたゲストハウス、食文化発信の拠点として活用を図る。
- 文化財の保護及び茶室等の活用を含め、斬新なアイデアにより、その魅力をより引き出す施設運営を目指す。

指定管理者募集要項には、管理の基本方針と併せて、

- ①管理の基準、②管理業務の範囲・業務内容、③利用料金に関する事項、④市と指定管理者との責任分担、⑤指定管理期間(10年間)、⑥公募スケジュール、⑦資格、⑧選定方法、選定基準等を明記。



工夫した点

市は、指定管理者制度を使うことで民間の自由な発想の元、様々な事業の展開を期待していたが、対象物が文化財的価値のある建物であることから保存への影響が心配された。そのため、国の登録有形文化財であった五風荘を市指定文化財にすることで、文化財の改築などの現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為をする場合には、岸和田市文化財保護条例に基づき、事前に岸和田市教育委員会の許可を取るよう仕組みを整えた上で、指定管理者の公募を開始した。

成果

観光振興協会が維持管理をしていた当時は、特に五風荘は庭が広いため、樹木の剪定だけでも多額の費用がかかり、年間約2,900万円の支出があった。貸室事業として200万円程の収入はあったものの、毎年約2,700万円の市の負担は大きかった。しかしながら「がんこフードサービス株式会社」が指定管理者として運営をはじめてからは、市が指定管理者へ管理料を支払うのではなく、自主財源で五風荘の維持管理を行い、売上の一定金額(3%)を市に納入してもらうことで、市へ年間約1,200万円の納入がある。その1/2の金額を、市の文化財保護と維持管理経費に充てるための文化財保護基金に積立てている。

また、観光振興協会が管理をしていた時の五風荘における観光客数は年間約1万人であったが、指定管理者制度を導入後の観光客数は、飲食外のイベントも含めて年間約10万人を超えている。

今後の課題

五風荘の成功の要因は、指定管理者制度を取り入れたことだけでなく、最初に指定管理者となった「がんこフードサービス株式会社」が他の場所で先例として歴史的な建物を活用した「お屋敷店舗」を経営し、文化財的な施設の取り扱いや有効利用にノウハウがあったことや、食事の待ち時間に、隣接する岸和田城やだんじり会館への割引入場券を渡し、行ってもらうなどの協力があり城周辺の周遊観光につながったこと、元々、周辺に飲食施設が少なかった中、気軽に立ち寄り食べて帰ることのできる地元や観光客ニーズに合致した施設であったことなど、全体的な相乗効果があったと考えられる。今後は、庭園や茶室などの飲食部分以外の活用をより一層活性化し、観光客ニーズの高い体験型の観光を進める。



CASE STUDY
H-2
不動産信託
による
古民家再生

大阪府東大阪市

藤井家住宅
主屋他6棟

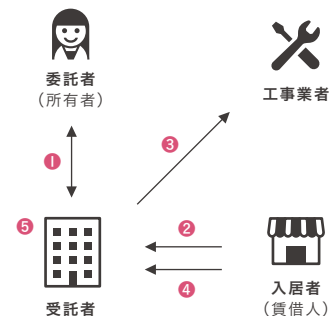
〈実施主体〉
きりう不動産信託(株)

〈文化財概要〉
指定等状況:国登録/類型:有形
文化財(建造物)/所有者:個人

この古民家は、固定資産税、植栽維持管理、建物維持修繕といった年間約186万円の維持費だけでなく、様々な経費が必要であり、合計額として年間310万円かかるなど、所有し続けるだけで、多額の費用がかかっていた。相談を受けたきりう不動産信託(株)は、所有者に信託を利用した賃貸を提案。10年間の定期建物賃貸借契約で、一括前払賃料約1,480万円を賃借人から得て、それを改修工事資金に充てた。また、賃借人からの月額賃料17万円は、建物維持費と今後の大規模改修費用に充当するための積立金としている。



スキーム



- ① 所有者である委託者が受託者に古民家を信託する。
- ② 賃借人は受託者に10年分の一括前払賃料(14,796,000円)を払う。
- ③ 一括前払賃料で古民家の改修工事を行う。
- ④ 改修後の古民家に賃借人が入り、賃借人は受託者に一括前払賃料とは別に月額17万円の月額賃料を払う。
- ⑤ 月額17万円の月額賃料は年間の維持費と大規模改修費用のための積立金に充てる。

メリットとデメリット

不動産信託は、所有者(委託者)に代わって受託者が建物を信託により管理・運用し、入居者(賃借人)は受託者と賃貸借契約を結び、一括前払賃料と月額賃料を支払う方法。

メリット

所有者は賃貸事業のリスクを負わずに済む。また、不動産の共有により運用方法等意見が分かれることが回避できるので、権利者が複数存在する場合にも効果的。そして、所有者にとって、賃借人からの造作買取請求権の行使等のリスクを排除でき、賃借人は比較的安価な賃料で入居が可能。

デメリット

賃借人は一括前払賃料等初期の資金調達が必要(しかし、受託者と賃借人との間に一括前払賃料を支払うマスターレシー(転貸人)を介在することにより、賃借人の支払う月額賃料は若干割高になるが解決は可能)。

成果

古民家を所有している委託者は、信託を始める以前は、維持費と所得税を合わせて年間約310万円負担して管理していたが、受託者に信託し、「定期建物賃貸借契約」と「一括前払賃料」の仕組みを活用することで、維持費を支払った後も年間約160万円の収入がある。委託者にとって不動産の所有リスク以外の課題は特にない。

信託前

固都税*	513,013円
植栽等維持管理費	350,000円
建物維持修繕費 平均年額	1,000,000円
年間維持費合計	1,863,013円
キャッシュフロー (所得税率40%)	▲3,105,021円
相続時	自用地
※固定資産税と都市計画税を合わせて略した用語	

信託後

定期建物賃貸借契約 一括前払賃料	事業収入
信託(前払賃料保全と賃貸借契約の意思凍結) 一括前払賃料	14,796,000円 (月額123,300円相当)
月額賃料	170,000円
年間収入	3,519,600円
年間維持費合計	1,863,013円
年間収支額	1,656,587円
相続時	貸家建付地



CASE STUDY
H-3

修理観光が
工事経費の
一部捻出に貢献

栃木県日光市

輪王寺 本堂(三仏堂)

〈実施主体〉

日光山 輪王寺 / (公財)日光社
寺文化保存会

〈文化財概要〉

指定等状況：国指定 / 類型：重
要文化財(建造物) / 所有者：日
光山 輪王寺



2007～19年にかけて、昭和の大修理以来となる大規模な保存修理が実施された日光の輪王寺三仏堂。長期に及ぶ事業期間に配慮し、工事に用いる仮設の素屋根(すやね)に観光客向けのスペースを設け、通常は目にすることが出来ない文化財の保存修理の状況を一般公開した。見学には拝観料が必要で、修理費用の一部に充てられた。

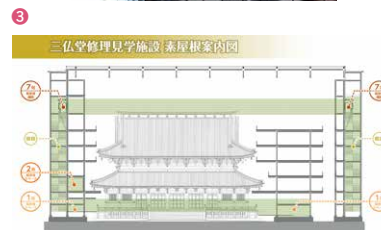
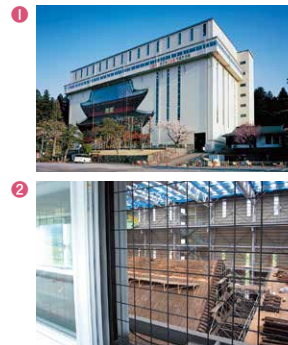
実施背景

江戸時代以来、定期的な修理が行われた世界文化遺産「日光の社寺」の建造物。幕府の支援により、日光の町に常駐した高度な技術を持つ職人集団の手で保存継承されてきた。現在は、専門技術者を擁する(公財)日光社寺文化保存会が保存修理を行っている。

「日光の社寺」の価値は、建造物の修理をはじめとした継続的な文化財の保存継承の取組により、現在まで支えられ、伝えられてきた。今回の保存修理では、輪王寺三仏堂の拝観ができなくなることで観光客の満足度低下が懸念されていたことから、保存継承を支えてきた工事そのものを観光資源として活用し、観光客の満足度を維持するために、修理見学施設を設けることになった。

三仏堂修理見学施設 素屋根

素屋根とは、重要文化財などの修理に際し、雨除けや足場とするため建造物全体を覆ってかける仮設物である。三仏堂では2011年に完成したこの素屋根に見学用通路等を設け、解体までの8年間、400円の拝観料金で修理現場を観光客に公開した。修理の作業が間近で見られる2階には、工事の概要や伝統的な技術に関するパネル・映像資料等が展示された。天空回廊と呼ぶ7階の見学通路は地上26mに及び、三仏堂の棟高と同じ視点で修理現場を見学できた。さらに外に目をむければ東西に広がる日光前町の眺望を望むことができた。



- ① 素屋根の外側には三仏堂の実物大の絵
- ② 7階見学通路(天空回廊)からの修理風景
- ③ 緑色の部分が見学コースで、1・2階の見学用スペースと7階の見学用通路から見学可

工夫した点

数十年に一度の保存修理を特別な機会と捉え、修理観光に加え、以下の取組も行い、修理費用に充当した。

「銅板・土居葺板奉納」

- 見学者が、屋根に葺く銅板やその下地となる土居葺板に、名前や願い事などを書いて奉納。
- 実際の工事に用いられ、次の本格的な修理までの間、屋根の一部としてご利益が続くという。
- 銅板は2,000円/枚、土居葺板は500円/枚。



- ① 奉納された銅板
- ② 奉納された土居葺板を屋根下地に

成果

- ✓ 2011～18年の「三仏堂修理見学施設」実施期間中約160万人の入場者。
- ✓ 2015年11月～2017年3月の「土居葺板奉納」実施期間中約5万人の奉納。
- ✓ 2017年5月～12月の「銅板奉納」実施期間中約1万2千人の奉納。

修理期間中の三仏堂への拝観者数は、修理見学施設を設けたことで事前の想定より落ち込まず、拝観料等により想定以上の修理費用(修理見学施設設置費用含む)を賄うことができた。

なお、通常用途の素屋根に加え、修理見学施設を設置したことにより追加でかかった費用は約6億4,000万円であった。



CASE STUDY

H-4

上質な
宿泊施設運営で、
維持管理費を確保

京都府京都市

藤田家住宅主屋

〈実施主体〉
(有)ふじたアート

〈文化財概要〉
指定等状況：登録有形文化財(国)、歴史的意匠建造物(市)、景観重要建造物(市)／類型：有形文化財(建造物)／所有者：個人

継承が危ぶまれる大規模かつ上質な京町家の一部を、高級宿泊施設として運営することにより、維持管理費を捻出する。国登録である建物を活用する企画・設計監理には、文化財の取り扱いに長けた京都市文化財マネージャー(ヘリテージマネージャー)があたり、オーセンティックな京町家の空間が体感できる宿泊施設の創出につながった。将来的には文化財である町家の継承を通じ、本物の京都の文化を発信する拠点としても活用する。

建物の概要

西陣の帯屋の住宅として建てられた。明治期に建設された東棟と1935年に増築された西棟からなり、背面には庭を介して土蔵や茶室が建つ。東棟は2階建て、正面から背面の庭まで吹抜けのハシリニワがとおり、表から奥へとミセ、ゲンカン、ダイドコ、オクノマなどが並ぶ。西棟は正面に門と高塀を構えた2階建一部3階建の仕舞屋で、洋間や上質な座敷は数寄屋風の造りである。改造は限定的で、今なお伝統的な風情をたたえている。



オクノマ



ミセ

背景と経緯

藤田家は西陣織の帯屋を営んだ商家。後継者がなかったため店をたたみ、1988年からミセを改造して貸しギャラリーを運営してきた。所有者の高齢化に伴い、貸しギャラリーは閉鎖、空き家となっていたが、京町家の保全と後世への継承を通じて、京都の文化を発信することを目的に、生活空間を残しながら、住宅の一部を宿泊施設として活用することで、維持管理費の確保につなげる。

スキーム

- 家屋と庭をあわせて年間約300万円の維持管理費を宿泊事業によりまかなう。
- 改修費は、所有者の自己資金と銀行からの融資により調達。
- 文化財的な改修により蘇った伝統的空間により、類似施設と差別化し、高級宿泊施設として運営。
- 一棟貸し宿泊施設として一泊(素泊)5~10万円/人(人数・時期などにより変動)を目途に運営し、融資については20年で償還予定。
- 宿泊施設の運営は、所有者が運営する(有)ふじたアートが手がけ、宿泊予約の処理など一部事務は観光関連事業を手がける株式会社に外注。

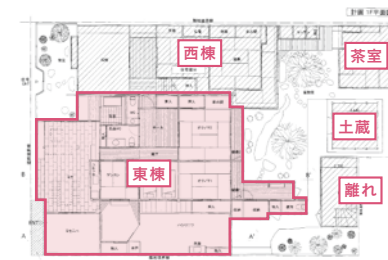


工夫した点

- 建物の活用を企画する段階から、税理士や京都市文化財マネージャーに登録された経験豊富な一級建築士などが関与し、設計監理も含めトータルコーディネート。
- 高級宿泊施設とするため、国登録としての文化財的価値に配慮した改修を実施。伝統的な京町家の空間を活かすことで、類似施設と差別化。

文化財の価値の継承

- 京都市の都市計画局建築指導部と協議を重ね、宿泊施設とする部分を東棟1階の200㎡以内に抑えることにより、用途変更による確認申請を不要に。
- 但し、宿泊施設として安全性と健全化には配慮。
- 既に改造されギャラリーとなっていたミセと洗面所、便所に大きく手を加える以外は、現状を維持する保存修理とし、床が張られていたトオリニワを旧状に復することで、町家の魅力を引き出した。



赤枠の範囲が宿泊施設



CASE STUDY
H-5

**駐車場利用料金
から世界遺産
保存協力金を徴収**

岐阜県白川村

**白川郷・
五箇山の合掌造り集落**

〈実施主体〉
白川村／(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団

〈文化財概要〉
世界文化遺産(重要伝統的建造物群保存地区)

世界遺産荻町集落を観光する際の表玄関である村営の「せせらぎ公園小呂駐車場」を(一財)世界遺産白川郷合掌造り保存財団が管理し、利用者から、バス3,000円、普通車1,000円の駐車場利用料金を徴収。その内バス1,000円、普通車300円を世界遺産保存協力金として、財団による保存事業(修理・修景・地域活性化・調査普及・水田復旧事業等)等に活用している。

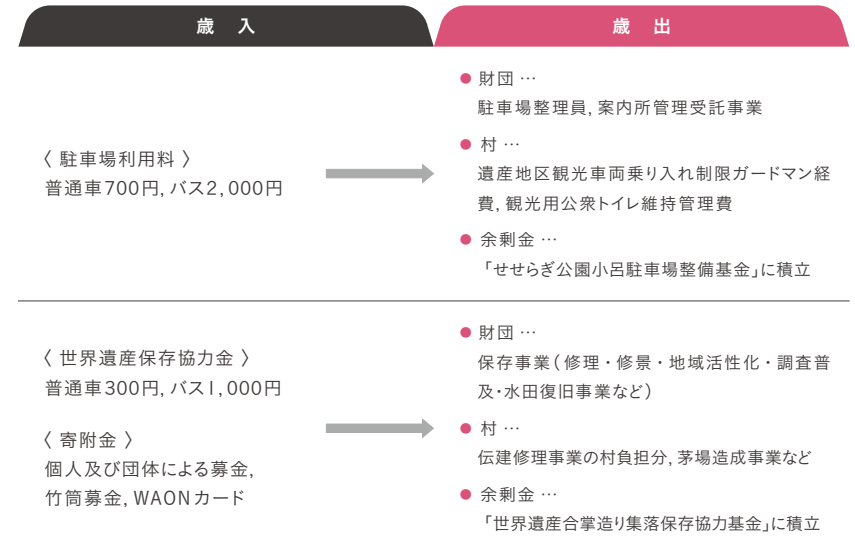
実施背景

荻町集落は1971年に設立された住民保存会「白川郷荻町集落の自然環境を守る会」により住民主体の景観保存運動がはじまった。1976年に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、国や県、村からの支援のもと保護が図られてきた。1995年の世界遺産一覧表記載を契機に保護の体制をさらに充実させるべく、岐阜県と白川村とが共同出資して財団を設立。財団が行う世界遺産保護事業の財源を村営の観光駐車場料金の一部から賄う仕組みを作った。



成果・今後の取組

白川村は現在年間170万人の観光客が訪れる観光地である。観光駐車場料金を世界遺産保護事業の財源に充てる本取組は世界遺産地区を訪れる観光客にも保護の支えになってもらうという大変ユニークな取組である。財団では本財源を活用して区域内の歴史的建造物の修理事業や一般建造物の修景事業、住民保存会の活動費助成、保護に関わる様々な調査事業、水田復旧事業など遺産保護に関する様々な事業を展開している。他にも、伝建修理事業の村負担分の財源やバッファゾーンの開発抑制を目的とした土地の買い上げ、合掌造りに使われる茅を育成する茅場の造成費等にも利用されている。一方、駐車場料金のうち世界遺産保存協力金以外の収益については村営駐車場内の誘導、区域内の観光車両乗り入れ制限のための経費や公衆トイレ維持管理費等にかかる経費の財源としても使われている。



その他の寄附金

世界遺産保存協力金の他、個人及び団体による募金、竹筒募金、WAONカードによる寄附金を活用して、財団による保存事業を実施している。

例)「ひだ白川郷WAON」寄附活用事例

「ひだ白川郷WAON」を利用すると、その利用金額の一部が「世界遺産合掌造り集落保存協力基金」に寄附される。寄附金は世界遺産保存協力金同様、遺産保護に関する事業に活用されている。





CASE STUDY
H-6

一般企業からの
広告収入の一部を
文化財保護へ

京都府京都市

智積院庭園

〈実施主催〉
TimeAge(タイムエージ)(株)

〈文化財概要〉
指定等状況:国指定/類型:名勝
/所有者:真言宗智山派総本山
智積院

智積院など提携している寺社の書院や庭、桜などを全方向で見ることができる高精細画像を制作し、それぞれの寺社のサイトに掲載。サイトにアクセスすると、ホテルなどの広告が出てくる仕組みとなっている(上記写真)。広告費は月額20~30万円程度とし、このうち一定額を寺社の文化財保護に充てている。

実施背景・工夫した点

寺社の魅力や楽しみ方、周辺のお店の情報などを集約したHPサイトを作成。そこへ企業のCSR(社会貢献)活動として広報を掲載してもらい、集まった広告費の一部を文化財保護のための寄附に充てる実証実験を2017年に世界遺産仁和寺等にて実施。観光客が各寺社に設置されているWi-Fiに接続すると、VRにアクセスされる仕組みとしてスタートした。現在はWi-Fiの代わりに、デジタルサイネージの画面上に映るQRコードからアクセスしてもらう仕組みを取り入れ、智積院などでも実施している。



成果

✓ 今回の実証実験を通じ、京都市内だけでなく、関東地区一般企業からの広告収入の一部を文化財保護に生かす取組が始まろうとしている。

「総本山智積院VR」の詳細はコチラから ▶▶

日本語版



英語版



CASE STUDY
H-7

様々な寄附を
複合的に実施し、
修理を目指す

静岡県掛川市

松ヶ岡
(旧山崎家住宅)

〈実施主体〉
掛川市

〈文化財概要〉
指定等状況:市指定/類型:有形文化財(建造物)/所有者:掛川市

松ヶ岡(旧山崎家住宅)の修理を行うにあたって、事業費の4割は国土交通省の交付金を利用しているが、それ以外は様々な寄附(クラウドファンディング、市民有志による寄附、企業寄附、募金箱など)を複合的に実施することによって、目標金額を達成できるよう、進めている。

実施背景・工夫した点

当初、松ヶ岡は壊される予定であったが、地域住民より保存して欲しいとの要望があり市が購入。調査により江戸末期の建築であることや、当時、山崎家が近代化に伴い様々なインフラ事業を実施し地元貢献したことが分かり、市の指定文化財として継承することに。しかし、今後修理を進めていく上で市の予算だけでは厳しい状況であることから、様々な寄附を併せて募っている。特に山崎家との歴史的な繋がりを頼りに市幹部職員が市内企業を訪問し、市政の情報提供と共に、今後心配されている東海地震のための防潮堤の整備等も含め、多岐に渡る掛川市の課題への対応への一つとして寄附の依頼を行っている。



成果・今後の取組

- ✓ 現在も継続して寄附を募っているが、特に市民有志による寄附や企業寄附に関しては一定数の寄附が集まってきている。
- ✓ 市民がボランティアで松ヶ岡の清掃をする機会に合わせて公開や案内をし、その際に募金箱を置いておくことで多少の寄附が集まっている。

当初寄附型で始めたクラウドファンディングは、3回目の投稿からは購入型に切り替えるなどの工夫をして、目標額達成に向けて更なる努力を続けている。



CASE STUDY

H-8

神社でLIVE!? イベント募金で 社殿を復活

鹿児島県曾於市

あおき
憶神社 社殿

〈実施主体〉

南之郷もりあげ隊／曾於市／憶神社

〈文化財概要〉

指定等状況：未指定／類型：有形文化財(建造物)／所有者：憶神社

LIVE, チャリティバザー, ライトアップなどチャリティイベントを開催し、その収益と、イベント中に協力を募った募金を、憶神社社殿の改修費用に充てている。それに加え、憶神社を次世代に継承していく取組に協力する人の確保「募人」も併せて行い、地域の人々の結びつきによる文化財の継承を目指している。

実施背景・工夫した点

南之郷の郷社として地域の拠り所である憶神社の社殿は、前回の改修から80年近く経ち老朽化が激しく、改修の必要があった。一方で、地域の過疎化が進み、神社の運営は赤字の一途で、改修費用の捻出も困難な状況であった。

そのような中、地元地域おこしを目的に、2018年6月に結成されたボランティア団体「南之郷もりあげ隊」が、市や神社と連携し、社殿改修の一助とするため、2018年にチャリティイベントを開始した。開催費用として地元商店、企業等からの協賛も募って、このイベントを運営している。

成果・今後の取組

✓ 1回のイベントだけでは、募金の目標金額3,000万円には及ばないが、イベント等の継続により着実に募金を募っていく。

イベントは2019年も行われ、一過性の取組にするのではなく継続的に実施し、今後も募金を募っていく。またこのイベントを通じて、憶神社が地元のシンボルとして特別な存在であると再認識され、地域のまとまりが生まれており、目的の一つである「募人」においても成果が出ている。



CASE STUDY

H-9

集落の案内料を 環境整備の費用へ

滋賀県高島市

高島市針江・ 霜降の水辺景観

〈実施主体〉

針江生水の郷委員会

〈文化財概要〉

指定等状況：国選定／類型：重要文化的景観

針江地区は安曇川の扇状地にあり、比良山系の伏流水が豊富である。20mほど管を打ち込めば、年間を通じてきれいな湧水が得られ、多くの家庭でこの水を飲料水や生活用水に利用している。この湧水は「生水」、水場は「カバタ(川端)」と呼ばれ、屋内に置かれる内カバタと屋外に置かれる外カバタとが見られる。カバタを特徴とする町並みを針江生水の郷委員会のガイドが案内し、その案内料の一部を環境整備に充てる取組を行っている。

実施背景・工夫した点

2004年のTV放送がきっかけで、多くの見学者が地区を訪れるようになった。静かな暮らしを送りたい地域住民と見学者の両方のニーズを満たそうと、地域住民で針江生水の郷委員会を立ち上げ、取組の一つとしてガイド活動を始めた。見学者は環境協賛金として案内料を支払い、ガイドの案内を得てはじめて、各敷地内にあるカバタや集落の中を巡ることができる仕組みとなっている。



成果・今後の取組

✓ 案内料・取材料は環境向上のために活用し、地域全体にメリットを還元

1時間半1,000円と2時間半2,000円の案内料が設けられており、年間約6,000〜7,000人が案内を受けている。案内料の1割と取材料の全額は、鯉の放流、プランターや常夜灯の設置、河川清掃等、地区の環境のために役立てられている。



CASE STUDY

H-10

サポーター 制度で 歌舞伎の継承

愛知県豊田市

小原歌舞伎

〈実施主体〉
小原歌舞伎伝承事業実行委員会

〈文化財概要〉
指定等状況：市指定／類型：無形民俗文化財

2010年から1口1,000円として、「小原歌舞伎サポーター」制度を開始。HPでの募集のほか、県市外から多くの人が見に来る定期公演などの際にサポーター制度を紹介するブースを設け広告するなどし、年間30万円ほどの協力を集めている。

実施背景・工夫した点

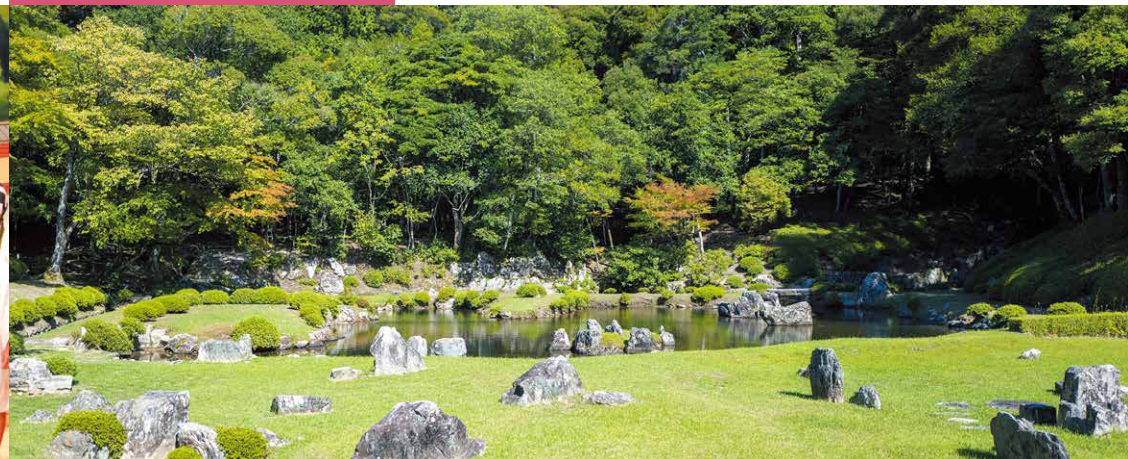
2009年に小原歌舞伎の伝承と普及に関する意見交換会を開催し、小原歌舞伎を地域で支え、歌舞伎の伝承について考えていくための、「小原歌舞伎伝承事業実行委員会」を発足。翌年には、実行委員会が小原歌舞伎を地域で応援する気運を高めるために「小原歌舞伎サポーター」制度を開始した。

実行委員会の委員は市職員及び文化関係者のみならず自治区長やPTA代表など小原地区の各委員等、様々な職種で構成されていることから、各分野へ委員から個別に声かけをしている他、HPでの紹介や、広く認知してもらい集めていくために、定期公演などの際には会場にサポーター制度を説明するブースなどを設け、協力金のお願いをしている。サポーターには、特典として、年に2回「小原歌舞伎通信」の送付などを行っている。

成果・今後の取組

✓ 毎年、年間約300～350名ほどのサポーターが協力をしていることから、年間約30万円程度の協力が集まっている。

集まった資金は、技術の伝承と後継者育成事業を目的とし、小原歌舞伎保存会への定期公演の補助や小原歌舞伎体験講座、講演会のほか、小原歌舞伎通信作成費や備品購入費にも使われている。協力金という資金的な面はもちろんのこと、このサポーター制度を通じて「ファン」を獲得していくことが、本質的な意味での文化の継承につながるから、今後も小原歌舞伎を持続的・安定的に継承していく上でサポーター制度を継続していく。



CASE STUDY

H-11

会員組織を設立し 雪舟ゆかりの庭を守る

山口県山口市

常栄寺庭園

〈実施主体〉
雪舟の庭を守る会

〈文化財概要〉
指定等状況：国指定／類型：史跡・名勝／所有者：常栄寺

常栄寺庭園の維持管理を支援するために、2015年7月に「雪舟の庭を守る会」という組織を設立。年会費1口1万円の事業所会員や1口5千円の個人会員などを募集し、その資金をもとに、寺への寄附のほか、拝観者を増やすためのイベント（落語会・庭園ライブアップ鑑賞会等）の開催費用などに利用している。会員になると会員証が発行され、会員期間中は無料で庭園を拝観できる。

実施背景

雪舟が作庭したと伝わる常栄寺庭園は、1992年頃には年間約8,000万円の拝観料収入があったが、2014年には約1,500万円にまで落ち込んでいた。一方、常栄寺の維持管理・運営には毎年3,000万円以上の経費を必要とする。大内氏の私寺だったため檀家が少なく、現在は毎年赤字を重ねており、多額の拝観料があった時代の内部留保で運営できているものの、このままでは早晚底をついてしまいかねない状況であった。

そこで「雪舟の庭は、山口市民の心のよりどころとも言える存在であり、この庭を維持していくことは、山口市ひいては県や国のためにもなる」との趣旨のもと、およそ20名のメンバーで会を設立し、支援をはじめた。

成果・今後の取組

✓ 2019年度現在、事業所会員・個人会員をあわせ約300会員が在籍。
✓ 2年に1回、常栄寺に200万円の寄附を実施。

現在は500会員を目指し活動を継続している。寄附やイベント開催支援に加え、会員の水彩画家が描いた雪舟の庭の絵を無償提供し、それをデジタル版画にして常栄寺が販売する取組が行われるなど活動の幅も広がっている。



伊豆国田方郡韮山（現在の静岡県伊豆の国市韮山）を本拠とした江川太郎左衛門（英龍）が建設を指揮した韮山反射炉（2015年世界遺産一覧表記載）とその住居であった江川邸の両施設を訪問する共通入場券を販売し、その売上を両施設の維持管理費に充てている。

CASE STUDY

H-12

共通入場券で 観光客増加を 目指せ

静岡県伊豆の国市

韮山反射炉 / 江川家住宅 主屋他6棟

〈実施主体〉

伊豆の国市 / (公財) 江川文庫

〈文化財概要〉

(韮山反射炉) 指定等状況: 国指定 / 類型: 史跡 / 管理者: 伊豆の国市

(江川家住宅主屋他6棟) 指定等状況: 国指定 / 類型: 重要文化財(建造物) / 管理者: (公財) 江川文庫

実施背景

江川太郎左衛門が建設を指揮した韮山反射炉と彼の住居であった江川邸は、その両方を訪れることにより、文化財の価値やその人物の功績をより深く理解することができる。しかし、韮山反射炉に比べ江川邸への来訪者はもとより少なく、韮山反射炉が世界遺産になったことを受け、その偏りはさらに大きくなっていった。市としては、訪問者に江川太郎左衛門のことをもっと知ってもらいたい、また、韮山反射炉を中心に市の観光を広く盛り上げたいとの思いがあった。

そこで、単独の入場券をそれぞれ購入するよりお得な共通入場券の販売を開始し、両施設とも来訪される方を増やすことを目指した。HP等で共通入場券の販売をPRしたり、現地で入場券を購入される方に、両施設の訪問をすすめる材料にもなっている。

成果・今後の取組

✓ 世界遺産ブーム後にも関わらず、共通入場券は来訪者数の維持に貢献し、両施設への来訪者数の乖離も解消に向かっていく。

また、観光案内所を韮山反射炉の最寄駅に新設し、観光周遊バスの運行や自転車貸出の開始、江川邸と反射炉を結ぶ道路の美装化事業を計画する等、両施設間を結ぶための派生事業も生まれている。



松本城は、天守などの耐震診断を行った際、震度6強～7で倒壊する恐れがあることが分かり、その対策や今後の大型事業を見越し、これまで410円だった入場料を、令和2年1月1日から700円に値上げし、資金調達を始めた。

CASE STUDY

H-13

入場料値上げで 修理事業等の 費用を捻出

長野県松本市

松本城天守 天守他4棟 / 松本城

〈実施主体〉

松本市

〈文化財概要〉

(松本城天守 天守他4棟) 指定等状況: 国指定 / 類型: 国宝(建造物) / 管理者: 松本市

(松本城) 指定等状況: 国指定 / 類型: 史跡 / 管理者: 松本市

実施背景・工夫した点

2014～16年に、松本城天守などの耐震診断をした結果、震度6強～7で倒壊の恐れがあることが分かった。大規模な耐震対策工事が必要となるが、工事手法等を検討する必要があり、当面の間は観光客の安全対策として天守内の警備強化を図った。その経費だけでも年間6,000～7,000万円の支出があり、今後は、耐震対策工事に加え掘削浄化対策事業等も計画されているため更なる経費の増大が予想される。これらの経費を賄うため、これまでの入場料410円を令和2年1月1日より700円に値上げした。



成果・今後の取組

✓ 現段階では特に問題なく徴収し、修理事業等の資金調達を始めていく。

700円という金額については、①他の国宝4城の入場料を調査し、平均が755円だったこと②これまでは松本城公園内にある市立博物館との共通観覧券610円(市立博物館200円、松本城410円)を主に販売しており、値上げ後も700円の松本城観覧券で市立博物館も観覧できる特別観覧券とすることで、観光客の負担感も少ないと思われることから決定した。



CASE STUDY

H-14

入材料の導入で 重伝建地区の 町並みを保全

新潟県佐渡市

佐渡市宿根木伝統的 建造物群保存地区

〈実施主体〉
宿根木を愛する会

〈文化財概要〉
指定等状況：国選定／類型：重
要伝統的建造物群保存地区

重伝建地区に最も近い駐車場に併設している観光案内所で、2014年より重伝建地区の町並み景観の維持と環境美化に努めるとともに、来訪者の更なる利便性の向上のため、一人100円の「町並み保全協力金」を導入。

実施背景・工夫した点

宿根木集落は、地理的に道路が狭く集落内は車が通れないことから、駐車場を設置し、隣接する一般の店舗を公衆トイレとして開放してきた。しかし、水道料やトイレトイレットペーパーの補充にかかる費用を住民らが賄っていたことが負担となり、他の重伝建地区での駐車料金の中に集落保全費を含める手法を参考に、「協力金」という形で徴収することとなった。重伝建地区は面的に広がっているため、入場者管理が難しいが、来訪者のほとんどが車で来ることから、駐車場の入り口に観光案内所を開設し、そこに協力金箱を設置している。4月～11月の期間に関しては、地元の案内スタッフが常駐し、パンフレット等も用意するなど、おもてなしと共に協力を求める工夫をしている。



成果・今後の取組

来訪者に対し町並み保全協力金を求めたところ、年間数百万円程度の収入が集まり、活動の基盤を支えている。

しかしながら、現在の駐車場では手狭であることに加え、交通の安全性の確保など、重伝建地区に住まう住民の生活を優先するという観点から、来訪者は高台の新たな駐車場から徒歩で集落に入ることを基本としている。今後、高台の駐車場を積極的に整備・活用する場合は、協力金を徴収する場所が2か所になる可能性がある。そうした場合、地元のスタッフを両方へ常駐させることが難しく、協力金の徴収方法については、今後更なる検討が必要である。



CASE STUDY

H-15

「御城印」連携という 新たな観光手法で 資金調達

青森県八戸市

ねじょう 根城跡

〈実施主体〉
八戸市／南部町／三戸町／鯉ヶ沢町／久慈市／二戸市／遠野市

〈文化財概要〉
指定等状況：国指定／類型：史
跡／管理者：八戸市

2019年7月より、南部氏ゆかりの城館・城郭のある7市町が共同で、各城館・城郭ごとに「御城印」を販売し、その収益を城館・城郭の維持管理費用等に充てている。

実施背景

八戸市にある根城は甲斐から陸奥に移った根城南部氏が、南北朝時代から江戸時代初期まで本拠とした城である。本丸ほか7つの曲輪で形成されており、本丸跡の発掘調査の成果を元に、安土桃山時代の根城の様子が復元整備されている。

しかし、復元建物等の維持管理には多くの資金が必要であり、建物の老朽化による改修費用も増大している。また近隣の市町にも城跡の維持管理費を課題とするところが多かった。そこで、同じ課題を持つ近隣市町と共同で新たな資金の確保手段として「御城印」の作成・販売を行い、それにより得た収益を城跡の維持管理費や活用に充てることとした。

成果・今後の取組

✓ 新聞やSNSで注目を集めたことで、「御城印」の販売は、当初の目標を大きく上回っており、各城館・城郭への来場者数も増加した。

スタートの際、販売の方法・場所・期間や、資金の流れ等について、各市町が無理なく継続できる範囲の方法で実施することにし、スピード感を持って事業を開始することができた。

また、南部氏ゆかりの城館・城郭のある近隣市町を巻き込んで事業を行うことで、PRにインパクトが生まれ、1つの城だけでは得られない効果があった。今後は資金調達のみにとどまらず、近隣市町と協力し、「御城印」めぐりによる観光振興・地域活性化を目指して、さらなるPRを進めていく。



CASE STUDY

H-16

撮影ロケ地貸出で 管理運営費を 確保

埼玉県入間市

旧石川組製糸西洋館 本館・別館

〈実施主体〉
入間市

〈文化財概要〉
指定等状況：国登録／類型：有形文化財（建造物）／管理者：入間市

明治から昭和初期にかけて繁栄した入間市の製糸業を象徴する旧石川組製糸西洋館は、外国商人を招くための迎賓館として建てられた。この建物をテレビドラマ・映画・CM等の撮影ロケ地として貸し出し、使用料を徴収することにより、保存と活用に必要な資金を捻出している。

実施背景

旧石川組製糸西洋館は築90数年を経過し、経年劣化により様々な箇所に損傷が見られ、雨漏りが発生する等、建物自体の保存が課題となっていた。そのような中、入間市は2017年度に「地方創生拠点整備交付金」を活用し、屋根等の修繕及び活用に必要な施設整備を行った。これにより、2018年度から本格的に活用ができることとなった。

活用にあたっては、建物の維持管理費や新たな活用費用を自らで捻出していくことを目的に、一般公開、コンサート・撮影会等のイベントの開催とともに、テレビドラマ・映画・CM等の撮影ロケ地としての貸出を行い、その際に入館料や使用料を徴収することとした。

成果・今後の取組

✓ 収益の目標金額を年間の管理運営費を充当する額と定め、現状はそれを上回る収益を得ている。

テレビドラマ・映画等を見て関心を持った来館者が相当数に上っており、ロケ地貸出は来館者増に貢献している。また、来館者の満足度向上のため、喫茶コーナーを設け、飲み物等を有償で提供し、それらの利益についても管理運営費に充当している。今後は更に西洋館グッズを制作・販売していくことを検討している。



CASE STUDY

H-17

文化財ゆかりの 商品を販売し、 利益を維持費に

千葉県松戸市

旧徳川家松戸戸定邸 表座敷棟他7棟／旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）

〈実施主体〉
松戸市／(株)サザコーヒー

〈文化財概要〉
(旧徳川家松戸戸定邸 表座敷棟他7棟) 指定等状況：国指定／類型：重要文化財（建造物）／管理者：松戸市
(旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）) 指定等状況：国指定／類型：名勝／管理者：松戸市

水戸藩最後の藩主、徳川昭武が造営した私邸「戸定邸」の敷地内で、徳川昭武にゆかりのある商品を販売し、その売上の1割を戸定邸を含む松戸市内の文化財の維持・管理資金として活用する。

実施背景・工夫した点

2015年に戸定邸庭園が国の名勝に指定されたことを受け、来館者の増加が見込まれ、戸定邸及び庭園の維持・管理費が増える心配があった。一方で、徳川昭武という人物をもっと多くの人に知ってもらう必要性を感じていた。

徳川昭武は海外渡航の際、日記にてイエメンの港町モカを珈琲の産地と記している。そこで、このような史実に基づき「プリンス徳川カフェ」と命名したコーヒーを民間企業が商品化。商品開発にあたり、市は史実等の情報提供を行うことで、原材料や焙煎方法の決定に協力した。また、民間企業は開発した商品の販売を行い、松戸市の文化財の維持・管理費に充てるために、売上の一部を寄附するという契約を市と締結した。来館者は戸定邸や展示を見るところに視覚体験に加え、コーヒーの味覚でも徳川昭武という人物像に触れる機会を得ることができる。



成果・今後の取組

✓ テレビや新聞等で当初の想定以上に報道され、商品の認知度は高い。来館者の多くが売店に立ち寄ることで、好調な商品購入や口コミによる情報発信へとつながっている。

今後、「プリンス徳川カフェ」をきっかけに、徳川昭武や戸定邸に興味を持つPR方法を検討し、来館者の増加、幅広い世代への認知度向上を図る。

文化財保護のための資金調達ハンドブック
地域の宝もの 社会総がかりで守ろう!

令和2年3月発行

編集・発行

文化庁 地域文化創生本部

〒605-8505

京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

TEL 075-330-6737

FAX 075-561-3511

e-mail bunkakanko@mext.go.jp
